例ヲ以テ其ノ徴收ヲ免レ又ハ逋脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額（其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五圓）以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手數料及市稅ノ賦課徴收ニ關シテハ市條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ

第百三十條第三項中「前二項ノ異議ハ」ヲ「前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ七日以內ニ」ニ改ム

第百三十一條第六項中「前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ」ヲ「前三項ノ處分ニ不服アル者ハ」ニ改ム

（二）法律第七十五號（大正十五年六月二十四日）（抄錄）

第百一條ノ二　町村ハ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ町村稅ヲ課セサルコトヲ得

第百九條第一項中「其ノ條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

詐僞其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徴收ヲ免レ又ハ町村稅ヲ逋脫シタル者ニ付テハ町村條例ヲ以テ其ノ徴收ヲ免レ又ハ逋脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額（其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五圓）以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手數料及町村稅ノ賦課徴收ニ關シテハ町村條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ

第百十條第三項中「前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ七日以內ニ」ニ改ム

第百十一條第六項中「前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アル者ハ」ニ改ム

右に伴ひ之と同時に勅令第二百一號を以て新に市制町村制施行令を公布し、市制及町村制の施行に關する手續を規定せしが、同令中に於て左の如く市町村稅の賦課徴收に關する規定を設け、同時に市町村稅の賦課徴收に關する從來の規定（明治四十四年勅令第二百四十一號及大正九年勅令第百六十八號）を廢止したり。

市制町村制施行令（大正十五年七月二十四日勅令第二百一號）（抄錄）

第六章　市町村稅ノ賦課徴收

第四十條　市町村ノ內外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メザル者ニ對シ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ市町村長ハ關係市長又ハ町村長（町村長ニ準ズベキ者ヲ含ム）ト協議ノ上其ノ本稅額ノ歩合ヲ定ムベシ

前項ノ協議調ハザルトキハ府縣知事之ヲ定メ其ノ數府縣ニ涉ルモノハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ムベシ

第一項ノ場合ニ於テ直接ニ收入ヲ生ズルコトナキ營業所アルトキハ他ノ營業所ト收入ヲ共通スルモノト認メ前二項ノ規定ニ依リ本稅額ノ歩合ヲ定ムベシ

府縣ニ於テ數府縣ニ涉ル營業又ハ其ノ收入ニ對シ營業稅附加稅、營業收益稅附加稅又ハ所得

稅附加稅賦課ノ步合ヲ定メタルモノアルトキハ其ノ步合ニ依ル本稅額ヲ以テ其ノ府縣ニ於ケル本稅額ト看做ス

第四十一條　鑛區（砂鑛區域ヲ含ム以下之ニ同ジ）ガ市町村ノ內外ニ涉ル場合ニ於テ鑛區稅（砂鑛區稅ヲ含ム）ノ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ鑛區ノ屬スル地表ノ面積ニ依リ其ノ本稅額ヲ分割シ其ノ一部ニノミ賦課スベシ

市町村ノ內外ニ於テ鑛業ニ關スル事務所其ノ他ノ營業所ヲ設ケタル場合ニ於テ鑛產稅ノ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ前條ノ例ニ依ル、鑛區ガ營業所所在ノ市町村ノ內外ニ涉ル場合亦同ジ

第四十二條　住所滯在ガ市町村ノ內外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ市町村稅ヲ賦課セントスルトキハ其ノ收入ヲ平分シ其ノ一部ニノミ賦課スベシ

前項ノ住所又ハ滯在ガ其ノ時ヲ異ニシタルトキハ納稅義務ノ發生シタル翌月ノ初メヨリ其ノ消滅シタル月ノ終迄月割ヲ以テ賦課スベシ但シ賦課後納稅義務者ノ住所又ハ滯在ニ異動ヲ生ズルモ賦課額ハ變更セズ其ノ新ニ住所ヲ有シ又ハ滯在スル市町村ニ於テハ賦課ナキ部分ニノミ賦課スベシ

住所滯在ガ同一府縣內ノ市町村ノ內外ニ涉ル者其ノ住所又ハ滯在ノ時ヲ異ニシタル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ戶數割附加稅ヲ賦課セントスルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

第四十三條　市町村稅ヲ徵收セントスルトキハ市町村長ハ徵稅令書ヲ納稅人ニ交付スベシ

第四十四條　徵稅令書ヲ受ケタル納稅人納期內ニ稅金ヲ完納セザルトキハ市町村長ハ直ニ督促狀ヲ發スベシ

第四十五條　督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ一日ニ付稅金額ノ萬分ノ四以內ニ於テ市町村ノ定ムル割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ稅金完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徵收スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付市町村長ニ於テ酌量スベキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　令書一通ノ稅金額五圓未滿ナルトキ

二　納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三　納稅者ノ住所及居所ガ帝國內ニ在ラザル爲又ハ共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ命令又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ノ指定期限迄ニ稅金及督促手數料ヲ完納シタルトキハ延滯金ハ之ヲ徵收セズ

第四十六條　納稅人左ノ場合ニ該當スルトキハ徵稅令書ヲ交付シタル市町村稅ニ限リ納期前ト雖モ之ヲ徵收スルコトヲ得

一　國稅徵收法ニ依ル滯納處分ヲ受クルトキ

二　強制執行ヲ受クルトキ

三　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四　競賣ノ開始アリタルトキ

五　法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

六　納稅人脫稅又ハ逋稅ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第四十七條　相續開始ノ場合ニ於テハ市町村稅、督促手數料、延滯金及滯納處分費ハ相續財團又ハ相續人ヨリ之ヲ徵收スベシ但シ戶主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人ヨリモ之ヲ徵收スルコトヲ得

國籍喪失ニ因ル相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財產ヲ限度トシテ市町村稅、督促手數料、延滯金及滯納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

法人合併ノ場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ納付スベキ市町村稅、督促手數料、延滯金及滯納處分費ハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ヨリ之ヲ徵收スベシ

第四十八條　共有物、共同事業、共同事業ニ因リ生ジタル物件又ハ共同行爲ニ係ル市町村稅、督促手數料、延滯金及滯納處分費ハ納稅者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

第四十九條　同一年度ノ市町村稅ニシテ既納ノ稅金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スベキ同一稅目ノ稅金ニ充ツルコトヲ得

第五十條　納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セザルトキハ納稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ市町村長ニ申告スベシ其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第五十一條　徵稅令書、督促狀及滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人ガ相續財團ニシテ財產管理人アルトキハ財產管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所又ハ居所ニ送達ス

第五十二條　書類ノ送達ヲ受クベキ者ガ其ノ住所若ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ其ノ者ノ住所及居所ガ帝國內ニ在ラザルトキ若ハ其ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

第五十三條　市町村ハ內務大臣及大藏大臣ノ指定シタル市町村稅ニ付テハ其ノ徵收ノ便宜ヲ有スル者ヲシテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得

前項ノ市町村稅ノ徵收ニ付テハ第四十三條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五十四條　前條第一項ノ規定ニ依リ市町村稅ヲ徵收セシムル場合ニ於テハ納稅人ハ其ノ稅金ヲ徵收義務者ニ拂込ムニ依リテ納稅ノ義務ヲ了ス

第五十五條　第五十三條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ徵收スベキ市町村稅ヲ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ市町村ニ拂込ムベシ、其ノ期日迄ニ拂込マザルトキハ市町村長ハ相當ノ期限ヲ指定シ督促狀ヲ發スベシ

第五十六條　市町村ハ前條ノ徵收ノ費用トシテ拂込金額ノ百分ノ四ヲ徵收義務者ニ交付スベシ

第五十七條　第五十三條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者避クベカラザル災害ニ依リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ稅金拂込義務ノ免除ヲ市町村長ニ申請スルコトヲ得

市町村長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ七日以內ニ市參事會又ハ町村會ノ決定ニ付スベシ市參事會又ハ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ三月以內ニ之ヲ決定スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アル者ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二項ノ決定ニ付テハ市町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ市町村長又ハ府縣知事ヨリモ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以內ニ之ヲ裁決スベシ

市制第百六十條第一項乃至第三項又ハ町村制第百四十條第一項乃至第三項ノ規定ハ第三項乃至第五項ノ訴願ニ之ヲ準用ス

第二項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スベシ

第五十八條　第四十五條乃至第四十八條ノ規定ハ第五十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村稅ヲ徵收セシムル場合ノ拂込金ニ之ヲ準用ス

市町村稅の賦課に關しては從來明治四十四年勅令第二百四十一號ありて、市制第百二十條第二項及町村制第百條第二項に基く市町村稅の分割課稅に關して規定せしが、右勅令は後大正四年五月に至り勅令第八十二號を以て、其の第一條中『營業ニ對シ營業稅附加稅又ハ所得稅附加稅』と改められ、尋いで大正十年十月後述の府縣稅戶數割規則の制對シ營業稅附加稅又ハ所得稅附加稅』なる字句を『營業又ハ其ノ收入ニ定に伴ひ、同十一年五月勅令第二百六十三號を以て更に其の第三條に『府縣內ニ於テ住所滯在市町村ノ內外ニ涉ル者ノ住所又ハ滯在其ノ時ヲ異ニシタル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ戶數割附加稅ヲ賦課セムトスルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス』の一項を追加せられ、以て大正十五年に至りしものにして、又市町村稅の徵收に關しては、明治四十四年勅令第二百四十二號を以て國稅徵收法第四條ノ一及第四條ノ三乃至第四條ノ八の規定を準用するものと定められしが、大正九年五月に至り勅令第百六十八號を以て更めて左記の如く公布し、府縣稅の徵收に關する規定の一部を準用することとなり、以て大正十五年に至りしものなるが、前述の如く同年六月市制及町村制施行令の制定を見るに及び、此等市町村稅の賦課及徵收に關する諸勅令は其の必要を見ざるに至りしを以て、右施行令の施行と同時に廢止せられしものとす。

勅令第百六十八號（大正九年五月二十四日）

第一條　市稅及町村稅徵收ニ關シテハ明治三十三年勅令第八十一號第七條ノ二乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス但シ同令第七條ノ二ニ規定スル延滯金ノ割合ハ府縣知事之ヲ定メ滯納ニ付酌量スヘキ情狀アル場合ハ市町村長之ヲ決定ス

第二條　市町村ハ內務大臣及大藏大臣ノ指定シタル市稅及町村稅ニ付テハ其ノ徵收ノ便宜ヲ有スル者ヲシテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得（大正九年五月內務省令第十一號ヲ以テ遊興稅、歡興稅、宴席消費稅、特別消費稅、觀覽稅、遊興稅、附加稅、觀覽稅附加稅ヲ指定）

前項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ徵收スヘキ市稅及町村稅ヲ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ市町村ニ拂込ムヘシ

第三條　市町村ハ前條ノ規定ニ依ル徵收ノ費用トシテ拂込金額ノ百分ノ四ヲ徵收義務者ニ交付スヘシ

第四條　第二條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者避クヘカラサル災害ニ依リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ稅金拂込義務ノ免除ヲ市町村長ニ申請スルコトヲ得

市町村長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ之ヲ市參事會又ハ町村會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ決定書ノ交付アリタル日ノ翌日ヨリ起算シ十四日以內ニ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得

市參事會又ハ町村會ノ決定ニ不服アル市町村長亦前項ニ同シ

府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者、市町村長又ハ府縣參事會ノ裁決書ノ交付アリタル日ノ翌日ヨリ起算シ十四日以内ニ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第五條　明治三十三年勅令第八十一號第七條ノ二乃至第十條ノ規定ハ第二條第二項ノ規定ニ依ル拂込金ニ關シ之ヲ準用ス但シ同令第七條ノ二ニ規定スル延滯金ノ割合ハ府縣知事之ヲ定メ滯納ニ付酌量スヘキ情狀アル場合ハ市町村長之ヲ決定ス

第六條　前各條ノ規定ハ北海道及沖繩縣ノ區ノ區稅ノ徵收竝町村制ニ代ル制ヲ施行シタル地ノ町村稅ノ徵收ニ付之ヲ準用ス但シ市參事會トアルハ北海道及沖繩縣ニ付テハ區會トシ府縣參事會トアルハ北海道ニ付テハ北海道廳長官トス

附　則

本令ハ大正九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二款　地方稅制限に關する法律の改正

北海道府縣稅及市區町村稅に對しては既述の如く、明治四十一年法律第三十七號を以て夫々一定の課稅制限率又は課稅制限額を設けられしが、右法律は爾後明治四十三年及四十年の兩次に於て其の制限率又は制限額に改正を行はれしのみにて、引續き大正八年に至る迄施行せられたり。然るに大正三年夏歐洲大戰勃發し、爾來時局の影響を受けて物價の昂騰を來し、爲めに地方公共團體の財政は著しき膨脹を見るに至りしが、而も此等地方公共團體の租稅收入中、國稅の附加稅は前記明治四十一年法律第三十七號に依り一定の制限を設けられ居れるが故に、其の財源は勢ひ戶數割等課稅制限の存せざる租稅に之を求むることとなり、爲に此等の租稅負擔に偏重を來すの傾向を生ずるに至りしを以て、政府は玆に時局の影響に依り必要なる費用に充つる爲め當分の內、國稅附加稅の制限を緩和し、以て地方財政の調和を圖るの必要を認め、大正八年三月左記の如く法律第二十九號を公布し、道府縣稅に在りては既定制限の百分の八十、市區町村稅に在りては同百分の六十迄更に制限を擴張することと爲したり。

法律第二十九號（大正八年三月二十九日）

北海道、府縣及市區町村ハ當分ノ內時局ノ影響ニ因リ必要ナル費用ニ充ツル爲內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得但シ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

一　北海道、府縣ニ在リテハ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ニ於テ北海道、府縣ニ付規定シタル各稅ノ制限率又ハ制限額ノ百分ノ八十

一　市區町村ニ在リテハ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ニ於テ市區町村ニ付規定シタル各稅ノ制限率又ハ制限額ノ百分ノ七十

前項ノ規定ハ明治四十一年法律第三十七號第四條ノ場合ニ之ヲ準用ス

明治四十一年法律第三十七號第五條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

然るに爾後物價騰貴に因る地方公共團體の一般經費の增嵩は益〻甚しきのみならず、國庫支辨の官吏に對する一般的增俸との權衡上地方費支辨の官吏・敎員・職員等に對する增俸を行ふ必要を生じ、爲に地方財政の經理は益〻困難を加ふるの狀況となりしを以て、玆に政府は一時的規定たる前記大正八年法律第二十九號を廢止して、明治四十一年法律第三十七號に改正を加へ、以て國稅附加稅の制限率を更に擴張することと爲し、第四十三回帝國議會の協贊を經て、大正九年八月法律第十七號を以て之を公布したり。今右改正の要綱を擧ぐれば左の如し。

（一）地租附加稅の制限率は、道府縣（沖繩縣を除く）沖繩縣の區町村に在りては、宅地は百分の十三なりしを百分の三十四に、其の他の土地は百分の三十二なりしを百分の八十三に、其の他の公共團體に在りては宅地は百分の九なりしを百分の二十八に、其の他の土地は百分の二十一なりしを百分の六十六に擴張したること。

（二）段別割の制限額四十錢を一圓に擴張したること。

（三）營業稅附加稅の制限率は、道府縣に在りては百分の十一なりしを百分の二十九に、其の他の公共團體に在りては百分の十五なりしを百分の四十七に擴張したること。

（四）所得稅附加稅の制限率は道府縣に在りては百分の四なりしを百分の三・六に、其の他の公共團體に在りては百分の十五なりしを百分の十四に縮小したること。

右は同年七月所得稅法改正の結果國稅のみにても其の負擔從來より增加することとなりしを以て、最初政府提出案に於ては附加稅の制限率は之を改正せざることと爲せしも、貴族院に於て審議の結果右の如く現行制限率よりも更に多少縮小することに修正せしものなり。

（五）道府縣以外の公共團體に於ける制限外課稅に對する許可權の一部を地方長官に委任し、以て事務處辨の簡捷を期したること。

（六）本改正に因る地方稅制限額の增減計算は左の如し。

（明治四十一年法律第三十七號及大正八年法律第二十九號に依る制限合計）

區分		現行 法律第三十七號 制限率	現行 法律第三十七號 制限額	現行 法律第二十九號 制限率	現行 法律第二十九號 制限額	現行 合計 制限率	現行 合計 制限額	改正 制限率	改正 制限額	比較增減（△） 制限率	比較增減（△） 制限額
道府縣稅	地租 宅地	百分の一三	二、一六二、七九〇円	百分の一〇・四	一、七三〇、二三二円	百分の二三・四	三、八九三、〇二二円	百分の三四	五、六五六、五二六円	百分の一〇・六	一、七六三、五〇七円
	地租 其他	〃三二	一八、二六六、八一九	〃二五・六	一四、六一三、四五五	〃五七・六	三二、八八〇、二七四	〃八三	四七、三七九、五六一	〃二五・四	一四、四九九、二八七
	地租 計		二〇、四二九、六〇九		一六、三四三、六八七		三六、七七三、二九六		五三、〇三六、〇八七		一六、二六二、七九一
	營業稅	〃一一	四、七六〇、五〇三	〃八・八	三、八〇八、四〇二	〃一九・八	八、五六八、九〇五	〃二九	一二、五五〇、四一五	〃九・二	三、九八一、五一〇
	所得稅	〃四	九、二二八、三三四	〃三・二	七、三八二、六六七	〃七・二	一六、六一一、〇〇一	〃三・六	八、三〇五、四九九	△〃三・六	△八、三〇五、五〇二
	合計		三四、四一八、四四六		二七、五三四、七五六		六一、九五三、二〇二		七三、八九二、〇〇一		一一、九三八、七九九
市區町村稅	地租 宅地	〃九	一、四九七、三一六	〃五・四	八九八、三八九	〃一四・四	二、三九五、七〇五	〃二八	四、六五八、三一五	〃一三・六	二、二六二、六一〇
	地租 其他	〃二一	一一、九八七、六〇〇	〃一二・六	七、一九二、五五九	〃三三・六	一九、一八〇、一五九	〃六六	三七、六七五、三一三	〃三二・四	一八、四九五、一五四
	地租 計		一三、四八四、九一六		八、〇九〇、九四八		二一、五七五、八六四		四二、三三三、六二八		二〇、七五七、七六四
	營業稅	〃一五	六、四九一、五九五	〃九・〇	三、八九四、九五六	〃二四・〇	一〇、三八六、五五一	〃四七	二〇、三四〇、三一八	〃二三・〇	九、九五三、七六七
	所得稅	〃一五	三四、六〇六、二五一	〃九・〇	二〇、七六三、七五一	〃二四・〇	五五、三七〇、〇〇二	〃一四	三二、二九九、一六八	△〃一〇・〇	△二三、〇七〇、八三四
	合計		五四、五八二、七六二		三二、七四九、六五五		八七、三三二、四一七		九四、九二三、一一四		七、六四〇、六九七
總計			八九、〇〇一、二〇八		六〇、二八四、四一一		一四九、二八五、六一九		一六八、八一五、一一五		一九、五七九、四九六

（備考）附加稅制限額は大正九年度豫算國稅額を基準として計算せしものとす。

尙右改正法律案の審議に當り衆議院は左記の如き二箇の希望條件を可決し、政府も之が趣旨を了承したり。

一、本法施行に依り增徵し得べき分を成るべく戶數割等の諸稅に充てしむるの方法を執られんことを望む。

一、戶數割の賦課標準を速に決定せられんことを望む。

今改正法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第三十七號（大正九年八月五日）

明治四十一年法律第三十七號中左ノ通改正ス

第一條中「百分ノ三十二」ヲ「百分ノ八十三」ニ、「四十錢」ヲ「一圓」ニ、「百分ノ九」ヲ「百分ノ二十八」ニ、「百分ノ二十一」ヲ「百分ノ六十六」ニ改ム

第二條中「百分ノ十一」ヲ「百分ノ二十九」ニ、「百分ノ十五」ヲ「百分ノ四十七」ニ改ム

第三條中「百分ノ四」ヲ「百分ノ三、六」ニ、「百分ノ十五」ヲ「百分ノ十四」ニ改ム

第六條　北海道、府縣以外ノ公共團體ニ對スル前條ノ許可ノ職權ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附　則

本法ハ大正九年度分ヨリ之ヲ適用ス

大正八年法律第二十九號ハ大正八年度分限リ其ノ效力ヲ失フ

大正九年七月三十一日迄ニ制限外課稅ノ許可ヲ受ケタル大正九年度分ノ地租附加稅、營業稅附加稅、所得稅附加稅又ハ段別割ノ賦課率又ハ賦課額ハ從前ノ規定ニ依ル制限率又ハ制限額ヲ通シテ本法ニ依ル制限ヲ超過セサルトキハ之ヲ制限內ノ賦課率又ハ賦課額ト看做シ其ノ制限ヲ超過スルトキハ其ノ超過部分ニ限リ之ヲ本法ニ依リ許可ヲ受ケタル制限外ノ賦課率又ハ賦課額ト看做ス但シ大正八年法律第二十九號ニ依リ制限外課稅ノ許可ヲ受ケタル所得稅附加稅ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス

而して右法律の公布に伴ひ同年八月勅令第二百八十二號を以て、右法律第六條に依る委任の件を左の如く公布したり。

勅令第二百八十二號（大正九年八月二十日）

明治四十一年法律第三十七號第六條ノ規定ニ依リ左ニ揭クル事項ニ付テノ許可ノ職權ハ北海道廳長官又ハ府縣知事ニ之ヲ委任ス

一　同法第五條第一項ノ規定ニ依リ制限ヲ超過シ課稅スルコト

二　同法第五條第二項ノ規定ニ依リ同法第一條乃至第三條ニ規定スル制限率又ハ制限額ノ百分ノ五十以內ニ於テ課稅スルコト

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尋いで大正十二年三月に至り法律第三十號を以て更に右地方稅の制限に關する法律に改正を加へ、大正十二年度分より實施せしが、其の改正の要綱は左の如し。

（一）大正十二年法律第九號を以て營業稅法を改正して營業稅の課稅標準及稅率に改正を加へられし結果、國稅營業稅は約二割八分（約千七百萬圓）の輕減を見ることとなり、之に伴ひて地方附加稅に於ても約千五百萬圓の財源を失ふこととなりしを以て、其の減收を補塡せしむるが爲め營業稅附加稅の制限率を擴張し、道府縣の分百分の二十九を百分の四十一に、其の他の公共團體の分百分の四十七を百分の六十一に改めたり。但し右擴張に依る地方歲入補塡可能見込額は約千二百三十萬圓にして、其の不足分約二百七十萬圓は之を地方公共團體各自の財政緊縮に依りて調節せしむるものとす。

（二）沖繩縣の地租附加稅制限率に就ては從來特例を設けられ、縣稅に就ては一般市區町村稅と同樣に、又同縣の區町村稅に就ては他の府縣稅と同樣に取扱はれしも、同縣の實狀に鑑み斯かる特別制度は之を存置する必要なく、寧ろ同縣の開發上適當ならずと認めらるるを以て、右特例を廢して之を一般府縣同樣に改めたり。

今右改正法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第三十號（大正十二年三月二十九日）

明治四十一年法律第三十七號中左ノ通改正ス

第一條中「（沖繩縣ヲ除ク）」沖繩縣ノ區及町村」ヲ削ル

第二條中「百分ノ二十九」ヲ「百分ノ四十一ニ」「百分ノ四十七」ヲ「百分ノ六十一ニ」改ム

附　則

本法ハ大正十二年度分ヨリ之ヲ適用ス

本法公布ノ日迄ニ北海道、府縣其ノ他ノ公共團體カ營業稅附加稅ニ付制限外課稅ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ制限外ノ賦課率ハ之ヲ本法ニ依リテ許可ヲ受ケタル制限外賦課率ト看做ス

地方稅の制限に關する法律は後大正十五年三月地方稅制度の改正を行はるるに當り、法律第二十五號を以て更に大改正を加へられしが、之に就ては後に詳說すべし。

第三款　府縣稅戶數割規則の制定及改正

戶數割は明治初年に在りては民費なる包括的名稱の下に管區割・區割・町村割等の名を以て各地に於て徵收せられしものなるが、明治十一年七月太政官布告第十九號地方稅規則の制定に依り稅法上始めて府縣稅の一種として其の賦課を認められたり。然れども右地方稅規則に於ても戶數制の賦課に就ては何等制限の規定なく、又其の賦課方法も各府縣會の議定に一任せられ、各府縣は從來の慣行に依り之を區町村に配賦し（概ね其の戶數に按分して配賦す）、區町村は其の配賦額を多くは見立割なる綜合資力を標準として區町村住民に賦課したり。尋いで明治十三年五月太政官布告第十六號を以て改正地方稅規則公布せられしも、戶數割に就ては何等の變更もなかりき。明治二十三年五月府縣制制定せらるるや、同法中に戶數割は一戶を構ふる者に賦課すべきことを規定せしも、其の詳細に就ては何等の規定なく、明治三十二年三月改正府縣制に於ては右の規定をも削除せられしを以て、爾後戶數割に就ては前記地方稅規則の規定を存するのみとなり、右に準據して各府縣適宜に之を賦課し來れり。次に市町村に在りては明治二十一年四月市制及町村制の制定以前に於ては、區町村人民協

議費として徵收せられし種目中に戶數割の性質を有するものを存し、其の名稱も戶數割・小間割・間口割等各地の慣習に依り一定せざりしが、市制及町村制制定の結果、市町村は市町村稅として國稅・府縣稅に對し附加稅を賦課するを得ることとなりしを以て、府縣稅戶數割に對しても其の附加稅として見立資力を標準とせる本稅に附加して課稅することとなれり。

以上の如く戶數割は地方稅規則の規定に基き古くより賦課せられしものなるも、其の納稅義務者・課稅客體・賦課方法・課率等に至りては何等法令上明定する所なく、隨つて其の賦課方法は各府縣區々に涉れるのみならず、其の負擔も他の國稅附加稅等に比して偏重に陷るの傾向を免れず。而も此の傾向は地方財政の膨脹に伴ひ益〻甚しく、大正十年度各地方當初豫算に於て戶數割又は其の附加稅は、道府縣に在りては租稅收入の約二割、市區に在りては租稅收入の約九分、町村に在りては實に租稅收入の七割三分を占むるに至れり。是を以て旣に大正九年七月第四十三回帝國議會に於て、政府が地方稅制限に關する法律の改正案を提出するや、衆議院は之が審議に當り前述の如く、改正法律の施行に依り增徵したる分は成るべく戶數割等の減稅に充てしむるの方法を採ることとし、且速に戶數割の賦課標準を決定せんことを希望したり。政府に於ても戶數割の雜然たる賦課方法を統一し其の負擔の公平を期することの緊要なるを認め、調査の結果大正十年十月に至り、勅令第四百二十二號を以て府縣稅戶數割規則を公布し、翌十一年度より之を施行したり。今右規則の要領を擧ぐれば左の如し。

(一)從來明確ならざりし納稅義務者に就き規定し、原則として一戶を構ふる者を以て戶數割の納稅義務者と爲し、府縣が規則を以て特に定むるときは一戶を構へざるも獨立の生計を營む者にも賦課するを得ることとせり。

(二)從來十數府縣を除く以外の府縣に於ては、戶數割を市町村に配當するに當り、市町村の資力に拘らず單に一戶平均を以て配賦せしも、本規則に於ては各市町村住民の賦課を受けたる直接國府縣稅額を以て市町村の資力の表現と認め、之を戶數割の市町村配賦標準中に加へ、原則として少くとも戶數割の總額の五割は之を標準として市町村に配當することとし、以て市町村の貧富の程度に應じたる公平なる配當をなさしめんことを期したり。

(三)課稅標準を統一し、原則として納稅義務者の資力を標準として課稅することとせり。而して該資力は之を所得額及住家坪數に依り算定することとし、此の兩者のみに依るを適當ならずと認むるときは、資產の狀況を斟酌して資力を算定するを得る所謂見立割の主義を加味することとしたり。而して市町村は戶數割の配當を受けたるときは其の總額を分ち、其の十分の一以下は納稅義務者の住家坪數に依り資力を算定して課すべきものとし、資產の狀況を斟酌し資力を算定して課する場合に於ては、戶數割總額の十分の二以下を之に依り課し、他は所得額に依り資力を算定して課すべきものと爲したり。但し此の點に就ては大正十一年五月勅令第二百八十二號を以て、特別の事情ある府縣に於ては當分の內之を其の總額の十分の四以內と爲すことを許されたり。

(四)戶數割を賦課するに當り其の資力算定の標準たる所得の分割方法を定め、又他府縣に於て課稅せられたる者に對しては其の賦課なき部分に付てのみ之を課し得ることと爲し、以て戶數割の各府縣間に於ける重複課稅を避くるの途を講じたり。

(五)戶數割及其の附加稅に關し一定の制限を設け、卽ち府縣は稅豫算總額の百分の三十以下、市區は其の百分の五十以下、町村は其の百分の八十以下とし、右制限を超えて課する場合は主務大臣の許可を要することとせり。

今府縣稅戶數割規則の全文を揭ぐれば左の如し。

府縣稅戶數割規則（大正十年十月十一日勅令第四百二十二號）

第一條　戶數割ハ一戶ヲ構フル者ニ之ヲ賦課ス

戶數割ハ一戶ヲ構ヘサルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ之ヲ賦課スルコトヲ得

第二條　戶數割ハ納稅義務者ノ資力ニ對シ之ヲ賦課ス

第三條　資力ハ戶數割納稅義務者ノ所得額及住家坪數ニ依リ之ヲ算定ス但シ所得額及住家坪數ノミニ依ルヲ適當ナラスト認ムル場合ニ於テハ納稅義務者ノ資產ノ狀況ヲ斟酌シテ之ヲ算定スルコトヲ得

第四條　戶數割總額ハ豫算ノ屬スル年度ノ前前年度ニ於テ市町村住民（法人ヲ除ク）ノ賦課ヲ受ケタル直接國稅及直接府縣稅ノ稅額竝前年度始ニ於ケル戶數割納稅義務者ノ數ヲ標準トシ市町村ニ之ヲ配當ス但シ戶數割納稅義務者ノ數ヲ標準トスル配當額ハ戶數割總額ノ十分ノ五ヲ超ユルコトヲ得ス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ規定ニ拘ラス別ニ標準ヲ設クルコトヲ得

配當額ハ配當後標準ニ異動ヲ生スルモ之ヲ更正セス

第五條　前條ノ規定ニ依リ市町村ニ配當セラレタル戶數割ノ總額中住家坪數ニ依リ資力ヲ算定シテ課スヘキモノハ其ノ總額ノ十分ノ一ヲ、納稅義務者ノ資產ノ狀況ヲ斟酌シテ資力ヲ算定シ課スヘキモノハ其ノ總額ノ十分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條　納稅義務者ト生計ヲ共ニスル同居者ノ所得ハ之ヲ其ノ納稅義務者ノ所得ト看做ス但シ其ノ納稅義務者ヨリ受クル所得ハ此ノ限ニ在ラス

第七條　同一人ニ對シ數府縣ニ於テ戶數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ各其ノ府縣ニ於ケル所得ヲ以テ其ノ者ノ資力算定ノ標準タル所得トス其ノ所得ニシテ分別シ難キモノアルトキハ關係府縣ニ平分ス

戶數割ヲ納ムル府縣以外ノ地ニ於ケル所得ハ納稅義務者ノ資力算定ニ付住所地府縣ニ於ケル所得ト看做ス

前二項ノ規定ハ府縣內ノ市町村間ニ於ケル所得ノ計算方法ニ付之ヲ準用ス

前三項ニ規定スル所得計算ニ付府縣內關係市町村異議アル場合ニ於テ其ノ郡內ニ止マルモノハ郡長、其ノ郡市又ハ數郡市ニ涉ルモノハ府縣知事之ヲ定メ關係府縣知事異議アルトキハ內務大臣之ヲ定ム

島司ヲ置ク地ニ於テハ前項中郡長ニ關スル規定ハ島司ニ、郡ニ關スル規定ハ島廳管轄區域ニ關シ之ヲ適用ス

第八條　二人以上ノ納稅義務者カ同一住家ヲ使用スル場合ニ於テハ各使用者ニ專屬スル部分ノ住家坪數ヲ以テ資力算定ノ標準タル住家坪數トス其ノ共同シテ住家又ハ其ノ一部分ヲ使

用スル場合ニ於テハ其ノ住家坪數ハ之ヲ平分ス

第九條　住家ノ附屬建物ハ住家坪數ニ之ヲ算入ス住家坪數ニ依ル資力算定ニ付テハ建物ノ構造用途及敷地ノ地位ニ依リ等差ヲ設クルコトヲ得

第十條　前二條ニ定ムルモノヲ除クノ外住家坪數ノ計算方法ニ付テハ府縣ノ賦課規則ノ定ムル所ニ依ル

第十一條　戶數割ノ賦課期日後納稅義務ノ生シタル者ニ對シテハ發生ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ賦課ス但シ一ノ府縣ニ於テ納稅義務消滅シ他ノ府縣ニ於テ納稅義務ノ發生シタル場合ニ於テハ納稅義務ノ發生シタル府縣ハ他ノ府縣ノ賦課セサル部分ニ付テノミ賦課ス

賦課期日後新ニ納稅義務ノ發生シタル者ニ對スル賦課額ハ第二條、第三條及第五條ノ規定ニ依リ定リタル他ノ納稅者ノ賦課額ニ比準シテ之ヲ定ム

戶數割ノ賦課期日後納稅義務ノ消滅シタル者ニ對シテハ其ノ消滅シタル月迄月割ヲ以テ賦課ス但シ既ニ徵稅令書ヲ發シタル場合ニ於テハ其ノ賦課額ハ之ヲ變更セス

第十二條　府縣ハ特別ノ事情アル者ニ對シ戶數割ヲ課セサルコトヲ得

第十三條　市町村長ハ其ノ市町村住民ニ非サル者(法人ヲ除ク)ノ當該市町村內ニ於テ生スル其ノ年度分所得竝當該市町村ニ於テ賦課ヲ受ケタル前年度ノ直接國稅及直接府縣稅ノ稅額ヲ毎年五月末日迄ニ其ノ住所地市町村長ニ通報スヘシ但シ所得ニ付テハ其ノ住所地市町村ニ於テ戶數割ノ賦課ナキトキハ此限ニ在ラス

第十四條　左ノ制限ヲ超エ戶數割又ハ戶數割附加稅ヲ賦課セムトスルトキハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一　戶數割總額カ當該年度ニ於ケル府縣稅豫算總額ノ百分ノ三十ヲ超ユルトキ

二　戶數割附加稅總額カ市區ニ在リテハ當該年度ニ於ケル市區稅豫算總額ノ百分ノ五十、町村ニ在リテハ當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ八十ヲ超ユルトキ

第十五條　前條ノ規定ノ適用ニ付テハ府縣稅家屋稅又ハ家屋稅附加稅若ハ市町村稅家屋稅ハ之ヲ戶數割又ハ戶數割附加稅ト看做ス

第十六條　所得ニ依ル資力算定方法、直接稅ノ種類其ノ他本令施行上必要ナル事項ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ大正十一年度分ヨリ之ヲ施行ス

右府縣稅戶數割規則の制定に伴ひ翌大正十一年二月內務省令第二號を以て左の如く之が施行細則を定め、戶數割規則施行の日より之を施行したり。

府縣稅戶數割規則施行細則(大正十一年二月二十一日內務省令第二號)

第一條　府縣稅戶數割規則ニ於テ直接國稅ト稱スルハ地租、第三種ノ所得ニ係ル所得稅、營業稅、鑛業稅、砂鑛區稅及賣藥營業稅ヲ謂ヒ直接府縣稅ト稱スルハ本條ノ直接國稅ニ對スル附加稅、營業稅及雜種稅(遊興稅及觀覽稅ヲ除ク)ヲ謂フ

第二條　戶數割ヲ賦課スヘキ年度ノ前年度ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキハ關係市町村ニ於ケル府縣稅戶數割規則第四條ニ規定スル戶數割配當標準中直接國稅

及直接府縣稅ノ稅額ハ府縣知事之ヲ定ム

戶數割ヲ賦課スヘキ年度ノ前年度ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキハ關係市町村ニ於ケル府縣稅戶數割規則第四條ニ規定スル戶數割配當標準ハ府縣知事之ヲ定ム

戶數割ノ配當前市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキ亦同シ

第三條　戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ計算ス

一　田又ハ畑ノ所得ハ前三年間每年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス小作セス又ハ小作ニ附セサル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

二　山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

三　俸給給料歲費年金恩給退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與、營業ニ非サル貸金ノ利子竝公債社債預金及貯金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額

四　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額

五　法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間內ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額

法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ

消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込濟金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

六　前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年ニ戶數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ最近ノ戶數割賦課ノ時ニ算定シタル所得額ヲ以テ其ノ資力算定ノ標準トス但シ未タ其ノ所得ノ算定ナカリシ者ニ關シテハ年度開始ノ日ノ屬スル年ヲ基準トシ前各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

第四條　前條ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ種苗蠶種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕料又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第五條　第三條第一號又ハ第六號ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失アルトキハ同條第一號、第三號及第六號ノ規定ニ依ル所得ノ合算額ヨリ之ヲ差引計算ス

第六條　前三條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歲費年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二、三千圓以下ナルトキハ同十分ノ三、千圓以下ナルトキハ同十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除ス

第七條　前四條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ納稅義務者及之ト生計ヲ共ニスル同居者中年度開始ノ日ニ於テ年齡十四歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈

疾者アルトキハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス

一　所得千圓以下ナルトキ
　　年齡十四歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者　一人ニ付百圓
二　所得二千圓以下ナルトキ
　　同　一人ニ付七十圓
三　所得稅三千圓以下ナルトキ
　　同　一人ニ付五十圓

前項ノ不具癈疾者トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、唖者、盲者、其他重大ナル傷痍ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スルモノヲ謂フ

第八條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ニ算入セス

一　軍人從軍中ノ俸給及手當
二　扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料
三　旅費、學資金、法定扶養料及救助金
四　營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得
五　日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ外國ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得
六　乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保續料
七　國債ノ利子

附　則

本令ハ府縣稅戶數割規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府縣稅戶數割規則第四條ノ標準中戶數割納稅義務者ノ數ハ大正十一年度ニ限リ戶數ヲ以テ之ニ代フ

右施行細則は同年五月內務省令第十二號を以て其の第七條中『百圓』『七十圓』及『五十圓』の下に『以內』を加へ、且第八條中『七國債ノ利子』を削除せられ、大正十一年度分より適用せられたり。

尋いで大正十三年四月に至り勅令第九十二號を以て府縣稅戶數割規則の一部に左の如く改正を加へ、大正十三年度分より之を適用せり。

勅令第九十二號（大正十三年四月十九日）

府縣稅戶數割規則中左ノ通改正ス

第四條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ配當ノ標準ニ錯誤アリタルトキハ當該市町村ニ限リ當初ノ配當率ヲ以テ其ノ配當額ヲ更正スルコトヲ得

第十三條　市町村長ハ其ノ市町村住民ニ非サル者（法人ヲ除ク）ノ當該市町村內ニ於テ生スル其ノ年度分所得及其ノ所得ノ基本タル事實竝當該市町村ニ於テ賦課ヲ受ケタル前年度ノ直接國稅及直接府縣稅ノ稅額ヲ每年五月末日迄ニ其ノ住所地市町村長ニ通報スヘシ但シ所得及其ノ所得ノ基本タル事實ニ付テハ當該市町村ノ住所地市町村ニ於テ其ノ者ニ戶數割ヲ賦課スルトキ又ハ其ノ住所地市町村ニ於テ戶數割ノ賦課ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條中「市區」ヲ「市」ニ、「市區稅」ヲ「市稅」ニ改ム

第十五條ノ二　市町村ニ對スル第十四條ニ規定スル許可ノ職權ハ內務大臣及大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ府縣知事ニ委任スルコトヲ得

第十五條ノ三　本令ノ適用ニ付テハ町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村ト看做ス

附　則

本令ハ大正十三年度分ヨリ之ヲ適用ス

右改正の中最も主要なる點は、市町村に對する戶數割附加稅の制限外課稅許可權の一部を府縣知事に委任せる點にして、之に基き同年四月內務省令第十四號を以て府縣稅戶數割規則施行細則に左の如き改正を加へたり。

內務省令第十四號（大正十三年四月十九日）

大正十一年二月內務省令第二號府縣稅戶數割規則施行細則中左ノ通改正ス

第六條中「千圓以下ナルトキハ同十分ノ四」ヲ「千五百圓以下ナルトキハ同十分ノ五」ニ改ム

第九條　市町村ニ於テ府縣稅戶數割規則第十四條ノ制限ヲ超エ戶數割附加稅ヲ賦課スルトキハ其ノ戶數割附加稅總額カ市ニ在リテハ當該年度ニ於ケル市稅豫算總額ノ百分ノ六十以內、町村ニ在リテハ當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ九十以內ノモノニ付テハ其ノ許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ス

附　則

本令ハ大正十三年度分ヨリ之ヲ適用ス

然るに大正十五年三月に至り地方稅制度の改正行はるるや、戶數割の賦課徵收に關しては同年法律第二十四號地方稅に關する法律竝に其の施行に關する諸法令中に於て規定せられしを以て、前記府縣稅戶數割規則及同施行細則は夫々大正十五年勅令第三百三十九號及同年內務大藏省令を以て大正十五年度分限り廢止せられたり。

第四款　國稅附加稅及特別稅の變遷

地方稅收入中最も重要なる地位を占むる國稅附加稅の種類は、府縣制市制町村制地方稅制限に關する法律等に依るものの外、更に各種の特別法を以て指定せらるるものを存するものなるが、此等の國稅附加稅の種類は年と共に漸次增加し、明治の末年に於ては既述の如く道府縣稅及市町村稅共地租所得稅營業稅鑛業稅砂鑛區稅賣藥營業稅の各附加稅の六種を數へしが、本期に於て更に右種類に增減變更行はれたり。卽ち大正三年三月法律第二十三號を以て取引所稅法公布せらるるや、同法第二十二條に於て『北海道府縣、市町村及北海道沖繩縣ノ區ハ取引所營業稅ニ對シ本稅百分ノ十以內ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス』と定め、大正四年四月一日より之を施行したり。茲に於て國稅附加稅の種類中に新に取引所營業稅附加稅を加へしが、大正十二年三月法律第十一號を以て賣藥稅法に改正を加へ、同法中賣藥營業稅に關する規定を削除し、翌十三年一月一日より之を實施するに及びて、茲に賣藥營業稅に對する附加稅は自然消滅に歸し、

爾後賣藥營業者に對する地方稅は一般營業稅附加稅として賦課せらるることとなれり。尋いで大正十五年三月法律第十號を以て營業稅法を廢止すると共に、法律第十一號を以て新に營業收益稅法を制定し、翌十六年一月一日より之を實施せらるるに及び、茲に從來の營業稅附加稅は自然消滅となり、之に代りて營業收益稅附加稅が地方稅制限に關する法律中に於て認めらるることとなれり。以上の如くにして大正末年現在に於ては國稅附加稅の種類は、地租・所得稅・營業收益稅・鑛業稅・砂鑛區稅・取引所營業稅の各附加稅の六種を存するものとす。

尙地方稅中には地方の一般的經費に充つる爲め賦課せらるるものの外、特別の目的の爲に賦課を許さるるものあり。斯かる特別稅の種類は既述の如く明治末年に於ては罹災救助基金法に依る府縣稅及東京市區改正條例に依る東京市稅の二種を存したり。而して此の中前者は罹災救助基金貯蓄の爲め地租・所得稅（第二種所得に對する所得稅を除く）及營業稅に對し、他の法律に依る制限の外に更に千分の十三以內の附加稅を許さるるものにして、右の附加稅に關しては大正七年三月に至り法律第十九號を以て罹災救助基金法に改正を加へ、府縣に於て貯蓄すべき罹災救助基金の最少額五十萬圓の制限額に達したる府縣は、附加稅を課することを得ざるものと定められし外は、何等の變更もなくして大正末年に至れるものとす。次に後者は明治二十一年勅令第六十二號東京市區改正條例の規定に依り、東京市に對し市區改正に要する經費の財源として國稅地租及營業稅・府稅營業稅・雜種稅及家屋稅等に對する附加稅を許さるるものにして、此等附加稅の制限率は數次の改正を經て明治末年に於ては地租割百分の十二半（耕地を除く）、國稅營業稅割百分の十七、府稅營業稅・雜種稅・家屋稅各十分の四となれり。然るに大正八年四月に至り法律第三十六號を以て都市計畫法を公布し、都市計畫委員會の費用及都市計畫事業の執行に要する費用に充つる爲め、廣く一般に公共團體をして特別稅を賦課することを得せしむると共に、從來の東京市區改正條例を廢止し、大正九年一月一日より之を實施したり。而して其の賦課を許されたる特別稅の種類及制限率に關しては、從來の東京市區改正條例を踏襲せるものにして、其の條項は左の如し。

第八條　公共團體ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル爲左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ府縣費ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ市カ營業稅雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ稅率ヲ定ムヘシ

一　地租割　地租百分ノ十二半以內
二　國稅營業稅割　國稅營業稅百分ノ十七以內
三　營業稅、雜種稅又ハ家屋稅　各府縣稅十分ノ四以內
四　其ノ他勅令ヲ以テ定ムルモノ
公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

右都市計畫特別稅に就ては、後大正十二年三月營業稅法の改正に伴ひ、同年法律第二十七號を以て國稅營業稅割の制限率を百分の二十二に擴張せられしが、更に大正十五年三月に至り營業稅の廢止及營業收益稅の創設竝に府縣稅特別地稅の新設せらるるに伴ひ、同月法律第三十八號を以て左の如く右第八條の規定に改正を加へられたり。

法律第三十八號（大正十五年三月三十日）

都市計畫法中左ノ通改正ス

第八條第一項中「國稅營業稅割ヲ「營業收益稅割」ニ「國稅營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改メ第四號ヲ第五號トシ第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四　特別地稅　北海道及其ノ市町村ニ在リテハ地價千分ノ四以內、府縣及其ノ市町村ニ在リテハ地價千分ノ五以內

第八條第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

營業收益稅割ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子稅額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス

特別地稅ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畑ニ對スル地租割ノ賦課率ヲ以テ算定シタル地租割額ノ當該田畑ノ地價ニ對スル比率ヲ超ユルコトヲ得ス

附　則

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ營業收益稅割ニ關スル改正規定ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

營業稅法廢止法律ニ依リテ免除セラルル營業稅額ハ大正十五年度分國稅營業稅割ノ賦課ニ付テハ免除セラレサルモノト看做ス

第五款　大正末年の地方稅整理

第一項　概　說

既に述べたる所に依つて明かなる如く我國地方稅の體系は國稅に對する附加稅と國稅の遺す所の稅源に對する特別稅とを以て組織せらるるものなるが、此等附加稅及特別稅の種目は從來必要に應じて隨時新設又は改廢せられ、殊に特別稅に至りては其の種目頗る複雜多端を極め、且雜然として其の間何等脈絡系統を存せず、而も此等地方稅は地方財政の膨脹に伴ひ其の負擔年と共に增加せしのみならず、殊に此等地方稅中國稅附加稅は嚴重なる制限に局促せらるるが爲に、勢ひ戶數割其の他に偏重し、其の負擔は甚しく均衡を失するに至れる狀況なり。斯くて地方稅の整理を行ひて其の負擔の均衡を圖るの必要は、地方財政の膨脹窮迫に隨ひて極めて緊切なるものを存したり。茲を以て既に大正八年七月內閣に臨時財政經濟調査會設置せらるるや、政府は翌九年六月之に對し國稅及地方稅の整理に關する根本方策に就て諮問を發し、同調査會は右諮問に就き調査研究の結果十一年七月に至り整理案を作成して之を政府に答申せしが、右答申中地方稅の整理に就きて調査會は大要左記の如き整理條項を擧げたり（其の詳細は本編第一章附錄參照）。

第一　道府縣稅

（一）　從來の戶數割及之に代る家屋稅を廢し、賃貸價格を標準として課する定率稅の家屋稅を新設すること。

（二）　市町村の所得稅附加稅を府縣に委讓し、府縣の所得稅附加稅率を現在の制限率に市町村の附加稅制限率を加へたるものに迄引上ぐること。

（三）　府縣稅營業稅・雜種稅を整理すること。

（四）　鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢止し、新に鑛業及砂鑛業に對し府縣稅營業稅を課すること。

第二　市町村稅

（一）地租及營業稅の附加稅率を高め、且家屋稅附加稅を新設すること。

（二）鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢止し、鑛業及砂鑛業に對する府縣稅營業稅の附加稅を認むること。

（三）從來の戶數割附加稅及之に代る家屋稅の附加稅を廢し、主として所得を課稅標準とする戶數割を市町村に設け、現在の家屋稅施行地にも施行すること。

（四）戶數割の負擔を輕減すること。

右整理案は同調査會の決議に依り單に參考として政府に提示するに止められしを以て、政府は之に基き直に地方稅整理案を議會に提案することはなかりしが、尋いで大正十三年六月に至り加藤（高明）內閣成立するに及び、同內閣は多年の懸案に係る國稅及地方稅を通ずる稅制の一大整理を斷行せんことを期し、大正十四年四月以降大藏省內に稅制調査會を設置して之が調査に當らしめ、其の成案を得て大正十五年一月第五十一回帝國議會に於て國稅及地方稅の整理に關するものは、明治四十一年法律第三十七號（地方稅制限に關する法律）の改正及地方稅に關する法律の制定の兩者にして、前者は主として國稅の整理に伴ふ國稅附加稅の改正を行ふことを目的とし、後者は國稅附加稅以外の地方稅に關する基本的規定を制定せんことを圖りしものなり。此等兩案に對しては議會は地方稅制限に關する法律の改正案に多少の修正を加へしのみにて之を可決せしを以て、前者は大正十五年三月法律第二十五號を以て、後者は同第二十四號を以て夫々公布せられたり。今此等兩法律に依る地方稅制度の改正の主要なる點は左の如くにして、大體に於て前揭臨時財政經濟調整會の整理案と其の趣を同じくせり。

（一）府縣稅として家屋稅を新設し、市町村は之に附加稅を賦課するを得ることと爲せしこと（法律第二十四號）。

（二）從來府縣稅として賦課し來りし戶數割を市町村に委讓して、市町村に於ける一般的獨立稅たらしめしこと（同上）。

（三）府縣稅たる營業稅及雜種稅に就き其の種目の整理竝に課稅の制限等を行ひしこと（同上）。

（四）府縣稅として特別地稅を創設し、市町村に對しても其の附加稅の賦課を認めしこと（同上）。

（五）國稅營業稅の廢止及營業收益稅の新設に伴ひ、國稅營業稅附加稅は之を營業收益稅附加稅と改め、且其の市町村稅附加稅の制限率を引下げしこと（法律第二十五號）。

（六）市町村の所得稅附加稅は之を府縣に委讓して、原則として市町村に於ては所得稅附加稅を廢止し、府縣の所得稅附加稅率を引上げしこと（同上）。

（七）以上の整理に因る地方稅收入增減見込額は左の如し。

區分	增收額	減收額	差引增減（△）額
府縣稅	千円	千円	千円
地租附加稅	—	一三、八三三	△一三、八三三
地價二百圓以下免稅に依る附加稅の減	一三、七二八	—	一三、七二八
特別地稅			
國稅營業稅（營業收益稅）附加稅	—	一、二三〇	△一、二三〇
個人最低限引上に依る附加稅の減			
本稅の課稅標準及稅率變更に依る附加稅の減	千円	千円	千円
所得稅附加稅	—	八八	△八八
本稅改正に依る附加稅の減		五三	△五三
戶數割廢止の爲の附加稅の增	三、四八〇	—	三、四八〇
家屋稅	三、五三〇		三、五三〇
戶數割（之に代る家屋稅を含む）			

戶數割	千円 —	千円 四四、五四〇	千円 △四四、五四〇
家屋稅	—	八、四七〇	△八、四七〇
營業稅・雜種稅			
府縣稅營業者の增加に依る增	二、三一八	—	二、三一八
課目整理に依る減 營業稅	—	一、二一二	△一、二一二
課目整理に依る減 雜種稅	—	四、六五一	△四、六五一
國稅同樣營業稅率百分の八を減ずるに依る減	—	七二八	七二八
總計	六九、〇三六	七五、九六二	△六、九二六
市町村稅			
地租附加稅 地價二百圓以下免租に依る附加稅の減	千円 —	千円 八、〇五二	千円 △八、〇五二
特別地稅附加稅	八、〇二四	—	八、〇二四
國稅營業稅（營業收益稅）附加稅 個人最低限引上に依る附加稅の減	—	一、四三〇	△一、四三〇
本稅の課稅標準及稅率變更に依る附加稅の減	—	一、二〇二	△一、二〇二
附加稅率引下に因る減	千円 —	千円 六〇五	千円 △六〇五
所得稅附加稅 戶數割を施行し難き市町村に於ける所得稅附加稅	—	一九、九三八	△一九、九三八
家屋稅附加稅	三、五七〇	—	三、五七〇
戶數割施行地	二〇、五二二	—	二〇、五二二
戶數割を施行し難き地	二四、六〇六	—	二四、六〇六
戶數割附加稅（之に代る家屋稅附加稅を含む）			
戶數割附加稅	—	一五六、七一六	△一五六、七一六
家屋稅附加稅	—	二〇、〇六七	△二〇、〇六七
戶數割	一四八、〇二三	—	一四八、〇二三
府縣稅營業稅雜種稅附加稅			
府縣稅營業者增加に依る增	一、八五四	—	一、八五四
課目整理に依る減 營業稅附加稅	—	一、一二七	△一、一二七
課目整理に依る減 雜種稅附加稅	—	四、一三九	△四、一三九
營業稅附加稅本稅百分の八十とするに依る減	—	一、七五八	△一、七五八
總計	二〇六、五九九	二一五、〇三四	△八、四三五

（備考）大正十四年度當初豫算の稅額及稅率又は地方稅制限に關する法律の制限率を用ゐて計算す。

今以上の地方稅整理の結果に因る地方稅の體系を表示すれば左の如し。

- 道府縣稅
  - 國稅附加稅
    - 地租附加稅。營業收益稅附加稅。所得稅附加稅（地方稅制限に關する法律に依るもの）
    - 鑛業稅附加稅。砂鑛區稅附加稅。取引所營業稅附加稅（各本稅に關する稅法の規定に依るもの）
- 地方稅
  - 特別稅（特別地稅。家屋稅。營業稅。雜種稅（地方稅に關する法律に依るもの））
  - 市町村稅
    - 國稅附加稅（地租附加稅。營業收益稅附加稅（地方稅制限に關する法律に依るもの））
    - 府縣稅附加稅
      - 特別地稅附加稅。家屋稅附加稅。營業稅附加稅。雜種稅附加稅（地方稅に關する法律の規定に依るもの）
    - 特別稅
      - 戶數割（地方稅に關する法律の規定に依るもの）
      - 市町村特別稅

以下項を分ちて前記兩法律に依る地方稅制度整理の內容に就き細說すべし。

第二項　地方稅制限に關する法律の改正

明治四十一年法律第三十七號地方稅制限に關する法律に於て規定せらるる國稅附加稅は地租・營業稅・所得稅の三種なるが、此の中本次の整理に依り改正せられしは後の二者にして、地租附加稅に就きては最初政府提出原案に於ては、田畑地租率一分減に伴ひ田畑地租附加稅制限率を、北海道府縣に在りては從來の百分の八十三より百分の百七に、其の他の公共團體に在りては從來の百分の六十五を百分の八十五に擴張せんとするの條項を存せしと雖も、議會に於て田畑地租率一分減中止となりし結果、右改正條項は衆議院の修正に依りて總て削除せられ、地租附加稅に就ては何等の改正も行はれざることとなれり。以下營業稅附加稅及所得稅附加稅に關する改正に就き說述すべし。

第一　營業稅附加に關する改正

國稅整理の結果營業稅は大正十五年分限り廢止せられ、之に代り十六年度以降營業收益稅創設せ

られしを以て、之に伴ひ本法中營業稅附加稅は之を營業收益稅と改められたり。而して其の制限率に關しては最初政府原案に於ては、道府縣に於ては從來の百分の四十一を百分の四十三に、其の他の公共團體に在りては從來の百分の六十一を百分の六十三に擴張せんとするものなりしが、衆議院の修正の結果前者は從前の如く百分の四十一に止め、後者は之を百分の六十に縮小せられたり。蓋し營業收益稅法に依れば、法人が各事業年度に納付したる資本利子稅額は當該事業年度の營業稅額より之を控除するの規定にして、隨つて法人は其の部分の營業收益稅附加稅の負擔を免るることとなるを以て、衆議院は新に營業收益稅附加稅の賦課に就ては前記營業收益稅法の規定に依る資本利子稅額の控除を爲さざるものを以て營業收益稅額と看做す旨の規定を追加し、而して之が爲に生ずる增收を計算して市町村の附加稅率を右の如く從來の制限率より百分の一低下せしものなり。

第二　所得稅附加稅に關する改正

所得稅附加稅に就ては府縣稅たる所得稅附加稅の制限率を大に擴張して、從來の百分の三·六を百分の二十四に改め、之と同時に市町村稅たる所得稅附加稅を原則として廢止することと爲し、之を大正十六年度分より實施することとせり。蓋し後述の如く本次の整理に於て府縣稅戶數割を廢して之を市町村に委讓することとなりし結果、府縣稅の體系に於ては純然たる人稅は所得稅附加稅を存するのみとなり、而も其の附加稅率は從來極めて低率なりしを以て、府縣稅の體系を整備するが爲には之を相當程度に引上ぐるの必要あるのみならず、戶數割廢止の爲に生ずる府縣稅收入の缺減を補塡するが爲にも、家屋稅の創設と共に所得稅附加稅の增率を行ふを以て最も適當と認められしを以てなり。而して他面市町村に於ては改正の結果戶數割の稅額は相當多額に上るべきを以て、其の上更に所得稅附加稅の徵收を許すときは、餘りに人稅に偏重するの嫌あるのみならず、府縣に於ける所得稅附加稅の引上に因る所得納稅者の負擔の緩和を圖る爲にも、市町村の所得稅附加稅は原則として之を廢止することと爲せしなり。而して其の制限率に就ては、戶數割廢止に因る歲入缺陷約五千三百萬圓の中、家屋稅の創設に依り約三千餘萬圓を補塡したる殘額約二千二百餘萬圓を所得稅附加稅に依り補塡するの目的を以て、從來の府縣稅所得稅附加稅率百分の三·六及市町村稅所得稅附加稅率百分の十四に加ふるに更に百分の六·四を增率して、百分の二十四と決定せしものなり。

尙右の如く市町村の所得稅附加稅は原則として之を廢止することと爲せしと雖も、市町村中には從來戶數割を賦課し難き事情ある爲め、其の代稅として家屋稅附加稅に依りしものありて、若し斯かる地方に於て全然所得稅附加稅を失はしむるときは、其の租稅體系上及財政經理上甚だ不都合を生ずべきを以て、斯かる市町村に限り主務大臣の許可を得て百分の七を超えざる程度の所得稅附加稅を許すこととせり。

又所得稅法改正の結果法人が各事業年度に納付したる第二種の所得に對する所得稅額は、當該事業年度の第一種の所得に對する所得額より之を控除することとなりし結果、法人は其の部分の所得稅附加稅を免るることとなるを以て、衆議院は前述の如く營業收益稅附加稅に於けると同樣の趣旨を以て政府原案に修正を加へ、所得稅附加稅の賦課に就ては第二種の所得稅額の控除を爲さざるものを以て第一種の所得稅額と看做す旨の規定を追加したり。

今以上の改正を規定したる法律第二十五號の全文を掲ぐれば左の如し。

法律第二十五號（大正十五年三月二十七日）

明治四十一年法律第三十七號中左ノ通改正ス

第二條中「營業稅附加稅ヲ課スルノ外營業稅ヲ納ムル者」ニ「營業收益稅百分ノ四十一」ヲ「營業收益稅百分ノ六十」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

營業收益稅附加稅ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子稅額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス

第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

北海道、府縣ハ所得稅百分ノ二十四以內ノ所得稅附加稅ヲ課スルノ外所得稅ヲ納ムル者ノ所得ニ對シ課稅スルコトヲ得ス

北海道府縣以外ノ公共團體ハ府縣費ノ全部又ハ一部ノ分賦ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外所得稅ヲ納ムル者ノ所得ニ對シ課稅スルコトヲ得ス

戶數割ヲ賦課シ難キ市町村ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス內務大臣ノ許可ヲ受ケ所得稅附加稅ヲ課スルコトヲ得但シ其ノ賦課率ハ所得稅百分ノ七ヲ超ユルコトヲ得ス

所得稅附加稅ノ賦課ニ付テハ所得稅法第二十一條第二項ノ規定ニ依ル第二種ノ所得稅額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ第一種ノ所得稅額ト看做ス

附　則

本法ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ第三條第一項ノ改正規定中第四項ノ規定及附則第二項ノ規定ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス

營業稅法廢止法律ニ依リテ免除セラルル營業稅額ハ大正十五年度分營業稅附加稅ノ賦課ニ付テハ免除セラレサルモノト看做ス

尙參考の爲め地方稅制限に關する法律に依る國稅附加稅制限率の沿革を一括表示すれば左の如し。

區分		道府縣稅			市町村稅		
		地租附加稅		營業稅（營業收益稅）附加稅	地租附加稅		營業稅（營業收益稅）附加稅
		宅地	田畑其の他	段別割	宅地	田畑其の他	段別割
明治四一年法律三七號		百分の六〇		一段歩平均四〇錢	百分の四〇		一段歩平均四〇錢
同四三年法律二七號		百分の一三	同三二	同二七	百分の九	同二一	同一八
同四四年法律三二號		百分の一三	同三二	同二七	百分の九	同二一	同一八
大正八年法律二九號		制限率及其の百分の八十	同右	同右	制限率及其の百分の六十	同右	同右
同九年法律三七號		百分の三四	同八三	一段歩平均一・四〇圓	百分の二八	同六六	一段歩平均一・四〇圓
同一一年法律三〇號		百分の三四	同八三	一段歩平均一・四〇圓	百分の二八	同六六	一段歩平均一・四〇圓
同一五年法律二五號		百分の三四	同八三	一段歩平均一・四〇圓	百分の二八	同六六	一段歩平均一・四〇圓
廢止					戶數割を賦課し得る市町村に限り百分の七〇		

第三項　地方稅に關する法律の制定

地方稅中國稅附加稅に關しては前述の如く明治四十一年法律第三十七號に依り、其の種目及制限率を規定せられしが、國稅附加稅以外の地方稅に就ては明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則及同年太政官布告第十七號（地方稅中營業稅雜種稅の種類の件）等に依り規定せらるるの外、尙府縣制・市町村制の規定に依り、府縣稅及市町村稅竝に其の賦課徵收に關しては法律に規定あるものを除くの外勅令を以て之を定め得ることとせられしを以て、之に基き府縣稅戶數割規則を始め、地方稅に關する勅令の公布せられしもの多數に上りしが、政府は此等地方稅中其の主要なるものに就ては法律を以て之が基本的規定を設くるを以て適當なりと認め、大正十五年の稅制整理に當り既述の如く法律第二十四號を以て地方稅に關する法律を公布し、之を以て國稅附加稅以外の地方稅に關する根本法規と爲したり。本法律は北海道及府縣に於ける特別地稅・家屋稅・營業稅及雜種稅竝に市町村に於ける此等府縣稅の附加稅及戶數割の賦課に就て規定せしものにして、右法律に基き更に同年勅令第三百三十九號を以て其の細目の規定を設けたり。以下之を分說すべし。

第一　特別地稅及同附加稅の創設

本次の稅制整理に際し地租に免稅點を設けられ、田畑地價二百圓以下に對して地租を課せざることとなりしを以て、右免稅點以下の土地に對する地租附加稅は當然消滅することとなり、爲に地方歲入に缺陷を生ずるに至り、之が補塡方法を講ずる必要を生ぜしが、斯かる要求に應ずべき適當なる財源は他に容易に求め得ざるのみならず、飜つて考ふれば免稅點以下の土地と雖も他の一般土地と同樣地方公共團體の施設經營の利益を享受せるものなるが故に、所謂應益原則に從ひ一般土地の地租附加稅に代る程度迄は之に對しても地方稅の負擔を課することは、寧ろ公共の觀念に合致するものと稱するを得べきを以て、茲に地租を課せられざる田畑に對し府縣稅として特別地稅を創設すると共に、市町村に對して之が附加稅を課することを認めたり。斯くの如く特別地稅は地租附加稅に代るべきものなるを以て、其の納稅義務者及課稅標準等も國稅たる地租と同樣と爲すは勿論、其の制限率の如きも地方稅制限に關する法律に定められたる地租附加稅の制限率に準據して算定することと爲し、卽ち右制限率を地價に對する課率に換算して府縣に於ては地價百分の三・七以內、北海道に於ては同百分の二・六以內と定めたり。而して市町村に於ける本稅附加稅の制限率に就ても府縣稅と同樣の趣旨に依り、地方稅制限に關する法律に規定せる制限率を國稅地租率に乘じたるものを前記の制限率に對比して其の百分の八十以內と定めたり。此の外尙府縣費の分賦を受けたる市町村に於ける特別地稅及附加稅の賦課、竝に特別地租及其の附加稅の制限外課稅等に關しては、大體に於て地租附加稅と同樣に取扱ふことと爲し、本法律中に之に關する規定を設けたり。

第二　家屋稅及同附加稅の一般的設定

家屋稅は明治十五年郡區部會規則に依り始めて設けられしものにして、卽ち府縣は區（後の市）部に限り戶數割に代へ家屋稅を賦課し得ることと定めしが、後明治二十三年府縣制制定の結果府縣は市部と郡部とを問はず均しく戶數割に代へ本稅を賦課し得ることとせられ、尋いで明治三十二年改正府縣制に於ては家屋稅に關する規定を削除すると共に、同年勅令第二百七十六號を以て府縣は主務大臣の許可を受け其の全部若くは一部の地に從前の如く戶數割に代へ本稅を賦課し得ることを定めたり。而して右家屋稅に對しては市町村は明治二十一年市制及町村制の發布以後其の附加稅を課することを得ることとなり、爾後引續き實施せられしが、大正十一年に至り勅令第四百二十二號を

以て府縣稅戶數割規則制定せらるるや、同規則は家屋稅及其の附加稅が戶數割及其の附加稅の代替稅たることを明定すると共に、其の賦課額に制限を設け、府縣稅家屋稅は府縣稅豫算總額の百分の三十を超ゆる場合、市區家屋稅附加稅は市區稅豫算總額の百分の五十を超ゆる場合、町村稅家屋稅附加稅は町村稅豫算總額の百分の八十を超ゆる場合には、主務大臣の許可を要することと爲し、以て大正十五年に至りしものなり。然るに大正十五年地方稅制整理に際し家屋稅及同附加稅を一般的地方稅として創設することと爲し、之に關する規定を地方稅に關する法律中に設けたり。而して其の本稅を地方稅として創設したる理由は(一)國稅整理に對應して本稅を以て地租營業收益稅資本利子稅と共に、所得稅の補完稅として直接國稅の體系を補足するを必要と認めしこと(二)府縣稅戶數割を廢止することと爲せし結果府縣の歲入に於て生ずべき缺陷を補塡すべき財源として本稅を適當と認めしこと(三)家屋は土地營業と同じく地方團體の施設經營に依りて利益を享受するものなるが故に、應益原則に照し之に對し一般的に地方稅を課するを適當と認めしこと等に依るものなり。

家屋稅は右の如くにして本次の地方稅整理に依り始めて一般的に設置せられしものなるが、其の課稅標準は收益稅たるの本質に鑑みて評定賃貸價格に依ることと爲し、其の賃貸價格は施行の圓滑を期するため特に府縣に家屋稅調查委員を設置して、其の調查に基き府縣知事をして之を決定せしむることとせり。而して家屋稅及其の附加稅の賦課率其の他賦課に關する制限に關しては、當時直に一定の課率を定むることを困難とする事情ありしを以て、勅令を以て之を定むることと爲せしが、其の徵收總額に就ては戶數割廢止に依る收入缺陷補塡の所要額、其の補塡の爲め所得稅附加稅を課徵し得る程度等各種の事情を參酌して、大體之を三千萬圓と見込みたり。尚本稅に就ては其の實施の圓滑を期する爲め暫定的に一時市町村に配賦して之が徵收を爲すことを許すことと爲し、其の間に於て家屋賃貸價格の準備調查を完了し、大正十九年度分以降配賦稅制度を廢止するものにして、右經過期間に於ける本稅賦課の方法に就ては勅令に於て規定することとせり。

第三　營業稅及雜種稅竝に其の附加稅の改正

府縣に於ける營業稅及雜種稅は明治十三年太政官布告第十六號及同第十七號に依り賦課せらるるものにして、其の課稅の制度は極めて不完全なるを免れざる上、其の種目中には往々細民に對して賦課せらるるもの尠からずして、之が整理は社會政策上極めて緊要の事に屬せるのみならず、其の種目徒に多岐に亙れるが故に國民負擔の關係を明確ならしむる爲にも、之が整理は頗る必要とするものありたり。是を以て本次の稅制整理に當り之が整理を行ふことと爲し、前記の太政官布告は之を廢止すると共に此等營業稅及雜種稅に關する根本規定を本法律中に設け、此等の租稅の課稅範圍の整理竝に課稅の制限を行ひたり。

先づ營業稅に就ては、其の本稅を賦課する營業者の範圍を定めて、營業收益稅を賦課すべき營業者にして其の純益免稅點に達せざるが爲め營業收益稅の賦課を受けざる者及營業收益稅を賦課せらるる營業以外の種類の營業者と爲し、後者に就ては勅令を以て其の種類を指定することとしたり。斯くて右規定に基き政府は從來營業稅中に存したる適當なる種目竝に雜種稅中營業稅に移すを適當と認むる種目を選びて指定することと爲し、本法律の施行に關する勅令に於て運河業以下十二種の營業を定めたり。尚此の外營業稅の賦課標準竝に營業稅及其の附加稅賦課の制限に關しても、之が規定を勅令に讓ることと爲し、前記勅令を以て之が規定を設けたり。

次に雜種稅に就ても、從來其の種類は明治十三年太政官布告第十七號に定められるるものの外、主務大臣の許可を得て府縣に於て設定せしもの多數に上り、此等の雜種稅中には不適當と認められるるもの尠からず存せしを以て、本法律に於ては雜種稅を賦課することを得べきものの種類は、勅令を以て定むるもの竝に主務大臣の許可を受けたるものに限ることと爲し、而して右に基き前記本法律の施行に關する勅令中に於て之が種類を定めて船以下の十五種と爲したり。尙本稅の課稅標準竝に本稅及其の附加稅の賦課の制限に關しては、營業稅と同じく之を勅令の規定に讓られしを以て、此等に關しても前記本法律の施行に關する勅令中に之が規定を設けたり。

第四　市町村稅戶數割の創設

戶數割に關しては大正十年府縣稅戶數割規則の制定に依り其の課稅標準確定せられ、本稅は各人の所得額、住家の坪數及資產狀況の酌酌に依り算定したる資力に依るべきことと定められしが、斯く各人の資力を個々に就きて調査して公正なる課稅を爲すことは、府縣の如き區域の廣大なる團體に於ては到底不可能に屬するが故に、從來の制度に於ても本稅は一旦之を市町村に配賦することを爲したり。然るに此の結果として同一府縣の構成分子なる各個人は假令同一の資力を有するも、其の居住する市町村を異にするに從ひ其の負擔を異にするが如き狀況を呈したり。斯くの如きは決して適正なる課稅と稱するを得ざるを以て、本次の整理に當りては本稅は府縣稅としては之を廢止して、市町村の如き小團體に委讓することと爲したり。而して戶數割の課稅標準としては本稅の性質に鑑み從前の如く納稅義務者の資力を採用することと爲すも、唯從來の資力算定の標準中に包含せし住家坪數は家屋稅との關係上之を除外することと爲したり。尙本稅の賦課の制限、納稅義務者の資產狀況に依り資力を算定して賦課すべき額、其の他納稅義務者の資力算定に關しては、勅令の規定に讓ることとせられしを以て、此等の點に就ても前記本法律施行に關する勅令を以て之が規定を設けられたり。

以上特別地稅、家屋稅、營業稅、雜種稅、戶數割に關する條項を規定せる法律第二十四號及之が施行に關する細目を規定せる勅令第三百三十九號竝に其の施行上の手續細則を定めたる同年內務大藏省令の全文を揭ぐれば左の如し。

地方稅ニ關スル法律（大正十五年三月二十七日法律第二十四號）

第一條　北海道、府縣ハ本法ニ依リ特別地稅、家屋稅、營業稅及雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得

第二條　特別地稅ハ地租條例第十三條ノ二ノ規定ニ依リテ地租ヲ徵收セサル田畑ニ對シ地租條例第一條ノ地價ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス

特別地稅ノ徵收ニ關シテハ地租條例第十三條ノ規定ヲ準用ス

第三條　特別地稅ノ賦課率ハ北海道ニ在リテハ地價百分ノ二・六以內、府縣ニ在リテハ地價百分ノ三・七以內トス

特別地稅ニ對シ市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ賦課スヘキ附加稅ノ賦課率ハ前項ニ規定スル制限ノ百分ノ八十以內トス

第四條　府縣費ノ全部ノ分賦ヲ受ケタル市ハ第二條ノ例ニ依リ地價百分ノ二・九ノ外其ノ分賦金額以內ニ限リ前條第一項ニ規定スル制限ニ達スル迄特別地稅ヲ賦課スルコトヲ得

北海道地方費又ハ府縣費ノ一部ノ分賦ヲ受ケタル市町村ハ前條第二項ニ規定スル制限ノ外

其ノ分賦金額以內ニ限リ特別地稅附加稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ北海道、府縣ノ賦課額ト市町村ノ賦課額トノ合算額ハ前條第一項ニ規定スル制限ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條　特別地稅又ハ其ノ附加稅ト段別割トヲ併課スル場合ニ於テハ段別割ノ總額ハ第三條又ハ前條ノ規定ニ依リテ其ノ地目ノ土地ニ對シ賦課シ得ヘキ制限額ト特別地稅額又ハ其ノ附加稅額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條　特別地稅又ハ其ノ附加稅ノ賦課カ第三條乃至前條ニ規定スル制限ニ達シタル場合ニ非サレハ明治四十一年法律第三十七號第五條ノ規定ニ依ル地租、營業收益稅又ハ所得稅ノ附加稅ノ制限外課稅ヲ爲スコトヲ得ス

特別地稅又ハ其ノ附加稅ト段別割トヲ併課シタル場合ニ於テ一地目ニ對スル賦課カ前條ニ規定スル制限ニ達シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ特別地稅又ハ其ノ附加稅カ制限ニ達シタルモノト看做ス

第七條　特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ第三條乃至第五條ニ規定スル制限ヲ超過シ其ノ百分ノ十二以內ニ於テ特別地稅又ハ其ノ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得

左ニ揭クル場合ニ於テハ特ニ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

一　內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケテ起シタル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ

二　非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要スルトキ

三　水利ノ爲費用ヲ要スルトキ

四　傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

前二項ノ規定ニ依リ制限ヲ超過シテ課稅スルハ營業收益稅及所得稅ノ附加稅ノ賦課カ明治四十一年法律第三十七號第二條及第三條ニ規定スル制限ニ達シタルトキニ限ル

第八條　特別地稅及其ノ附加稅ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畑ニ對スル地租附加稅ノ賦課率ヲ以テ算定シタル地租附加稅額ノ當該田畑ノ地價ニ對スル比率ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條　家屋稅ハ家屋ノ賃貸價格ヲ標準トシテ家屋ノ所有者ニ之ヲ賦課ス

第十條　家屋ノ賃貸價格ハ家屋稅調查委員ノ調查ニ依リ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ決定ス

第十一條　左ニ揭クル家屋ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ家屋稅ヲ賦課セサルコトヲ得

一　一時ノ使用ニ供スル家屋

二　賃貸價格一定額以下ノ家屋

三　公益上其ノ他ノ事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル家屋

第十二條　府縣費ノ全部ノ分賦ヲ受ケタル市ハ第九條乃至前條ノ例ニ依リ家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ市長之ヲ行フ

第十三條　家屋稅及其ノ附加稅ノ賦課率及賦課ノ制限竝家屋ノ賃貸價格ノ算定及家屋稅調查委員ノ組織ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　營業稅ハ營業收益稅ノ賦課ヲ受ケサル營業者及營業收益稅ヲ賦課セサル營業ヲ爲ス者ニ之ヲ賦課ス

第十五條　營業稅ヲ賦課スヘキ營業ノ種類ハ營業收益稅法第二條ニ揭クルモノ及勅令ヲ以テ定ムルモノニ限ル

第十六條　府縣費ノ全部ノ分賦ヲ受ケタル市ハ第十四條及前條ノ例ニ依リ營業稅ヲ賦課スルコトヲ得

第十七條　第十一條第三號ノ規定ハ營業稅ニ之ヲ準用ス

第十八條　營業稅ノ課稅標準竝營業稅及其ノ附加稅ノ賦課ノ制限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條　雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得ヘキモノノ種類ハ勅令ヲ以テ定ムルモノ竝內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルモノニ限ル

第二十條　第十一條第三號ノ規定ハ雜種稅ニ之ヲ準用ス

第二十一條　雜種稅ノ課稅標準竝雜種稅及其ノ附加稅ノ賦課ノ制限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條　市町村ハ本法ニ依リ戶數割ヲ賦課スルコトヲ得

第二十三條　戶數割ハ一戶ヲ構フル者ニ之ヲ賦課ス

戶數割ハ一戶ヲ構ヘサルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ之ヲ賦課スルコトヲ得

第二十四條　戶數割ハ納稅義務者ノ資力ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス

第二十五條　戶數割ノ課稅標準タル資力ハ納稅義務者ノ所得額及資產ノ狀況ニ依リ之ヲ算定ス

第二十六條　第十一條第三號ノ規定ハ戶數割ニ之ヲ準用ス

第二十七條　戶數割ノ賦課ノ制限、納稅義務者ノ資產ノ狀況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スヘキ額其ノ他納稅義務者ノ資力算定ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條　北海道府縣以外ノ公共團體ニ對スル第七條ノ許可ノ職權ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附　則

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ家屋稅營業稅及雜種稅其ノ附加稅竝戶數割ニ關スル規定ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

明治十三年第十六號布告及同年第十七號布告ハ大正十五年度分特別地稅及其ノ附加稅ニ付テハ國稅營業稅トス

第六條及第七條中營業收益稅トアルハ大正十五年度分迄ニ限リ第九條乃至第十二條ノ規定ニ拘ラス別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ賦課スルコトヲ得

地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件（大正十五年十一月十七日勅令第三百三十九號）

第一條　大正十五年法律第二十四號第九條ノ家屋トハ住家、倉庫、工場其ノ他各種ノ建物ヲ謂フ

第二條　家屋ノ賃貸價格ハ貸主ガ公課、修繕費其ノ他家屋ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條

件ヲ以テ家屋ヲ賃貸スル場合ニ於テ賦課期日ノ現狀ニ依リ貸主ノ收得スベキ金額ノ年額ヲ以テ之ヲ算定ス

第三條第一項及第二項ノ場合ニ於テハ其ノ家屋ノ賃貸價格ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル類似ノ他ノ家屋ノ賃貸價格ニ比準シテ之ヲ定ム

第三條　家屋稅ノ賦課期日後建築セラレタル家屋ニ付テハ工事竣成ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ家屋稅ヲ賦課ス

大正十五年法律第二十四號第十一條ノ規定ニ基キテ家屋稅ヲ賦課セザル家屋又ハ法律ニ依リテ家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得ザル家屋ガ家屋稅ノ賦課期日後之ヲ賦課スルコトヲ得ベキモノト爲リタルトキハ其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ家屋稅ヲ賦課ス

家屋稅ノ賦課期日後家屋ガ滅失シ其ノ他家屋トシテノ效用ヲ失ヒタルトキハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ月迄月割ヲ以テ家屋稅ヲ賦課ス大正十五年法律第二十四號第十一條ノ規定ニ基キテ家屋稅ヲ賦課セザル家屋又ハ法律ニ依リテ家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得ザル家屋ト爲リタルトキ亦同ジ

家屋稅ノ賦課後前項ノ事實ヲ生ズルモ其ノ賦課額ハ之ヲ變更セズ

第四條　大正十五年法律第二十四號附則第四項ノ規定ニ依リテ府縣ニ於テ家屋稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ建物ノ構造、坪數、用途及敷地ノ地位ニ依リ家屋ニ等差ヲ設ケテ之ヲ賦課ス

第五條　大正十五年法律第二十四號附則第四項ノ規定ニ依リテ家屋稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ府縣ハ家屋稅總額ヲ市町村ニ配當スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ家屋稅總額ノ半額ハ之ヲ豫算ノ屬スル年度ノ前年度始ニ於ケル市町村內宅地地價ニ、他ノ半額ハ之ヲ豫算ノ屬スル年度ノ前年度始ニ於ケル市町村ノ戶數（法人ノ本店及支店ノ數ヲ含ム）ニ比例シテ配當スベシ」

家屋稅ヲ賦課スベキ年度ノ前年度又ハ家屋稅ノ配當前ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキハ府縣知事之ヲ定ム但シ配當標準ニ異動ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

家屋稅ノ配當額ハ配當標準ニ異動アルモ配當後ハ之ヲ改定セズ但シ配當標準ニ錯誤アリタルトキハ當該市町村ニ限リ當初ノ配當率ヲ以テ其ノ配當額ヲ改定スルコトヲ得

家屋稅ノ配當後其ノ賦課前ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキハ府縣知事關係市町村ノ配當額ヲ新ニ定メ又ハ改定ス但シ配當標準ニ異動ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　前二條ノ規定ニ依リ難キ特別ノ事情アル府縣ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ別ノ賦課方法ニ依リ家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得

第七條　第四條及前條ノ規定ハ府縣費ノ全部ノ分賦ヲ受ケタル市ニ於テ大正十五年法律第二十四號附則第四項ノ規定ニ依リテ家屋稅ヲ賦課スル場合ニ關シテ之ヲ準用ス

第八條　家屋ノ賃貸價格ニ對スル賦課率ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ府縣ニ於テ之ヲ定ム

第四條乃至第六條ノ規定ニ依リテ家屋稅ヲ賦課セントスル場合ニ於テハ府縣ハ其ノ豫算總額ニ付內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第九條　前條ノ規定ハ府縣費ノ全部ノ分賦ヲ受ケタル市ニ於テ賦課スベキ家屋稅ニ關シ之ヲ

準用ス

第十條　戶數割ヲ賦課スル市町村ニ於テ賦課スベキ家屋稅附加稅ノ賦課率ハ本稅百分ノ五十以內トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シ其ノ百分ノ十二以內ニ於テ課稅スルコトヲ得

左ニ揭グル場合ニ於テハ特ニ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

一　內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケテ起シタル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ

二　非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要スルトキ

三　水利ノ爲費用ヲ要スルトキ

四　傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

前二項ノ規定ニ依リテ制限外課稅ヲ爲スハ特別地稅附加稅ガ大正十五年法律第二十四號第七條ノ規定ニ依リテ制限外課稅ヲ爲ス場合ニ限ル但シ特別地稅附加稅ナキトキハ地租附加稅又ハ段別割ガ明治四十一年法律第五條ノ規定ニ依リテ制限外課稅ヲ爲ス場合ニ限ル

第十一條　內務大臣及大藏大臣ガ戶數割ヲ賦課シ難キモノト認メタル市町村ニ於テ賦課スベキ家屋稅附加稅ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ

一　市ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル市稅豫算總額ノ百分ノ三十六但シ明治四十一年法律第五條ノ規定ニ依リ所得稅附加稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ當該年度ニ於ケル市稅豫算總額ノ百分ノ三十

二　町村ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ六十但シ明治四十一年法律第三十七號第三條第三項ノ規定ニ依リテ所得稅附加稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ五十五

特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

第十二條　大正十五年法律第二十四號第十五條ノ規定ニ依リ營業稅ヲ賦課スベキ營業ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

運河業
棧橋業
船舶碇繫場業
貨物陸揚場業
兩替業
湯屋業
理髮業
寄席業
遊技場業

遊覽所業
藝妓置屋業

第十三條　營業收益稅法第二條ニ揭グル營業ニ對スル營業稅ノ賦課額ハ同法ニ依ル個人ノ營業收益稅額ノ最低額未滿トス

第十四條　營業稅ノ課稅標準ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第十五條　年稅又ハ期稅タル營業稅ノ賦課期日後納稅義務ノ發生シタル者ニ對シテハ其ノ發生ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ營業稅ヲ賦課ス

前項ノ營業稅ノ賦課期日後納稅義務ノ消滅シタル者ニ對シテハ其ノ消滅シタル月迄月割ヲ以テ營業稅ヲ賦課ス

第一項ノ營業稅ニ付テハ其ノ賦課後營業ノ承繼アリタル場合ニ於テハ前營業者ノ納稅ヲ以テ後ノ營業者ノ納稅ト看做シ前二項ノ規定ヲ適用セズ

月稅タル營業稅ノ賦課期日後其ノ月十五日迄ニ納稅義務發生シタルトキ又ハ十五日迄ニ納稅義務消滅シタルトキハ其ノ營業稅ノ全額、十六日以後納稅義務發生シタルトキ又ハ十五日迄ニ納稅義務消滅シタルトキハ其ノ半額ヲ賦課ス

前二項ノ場合ニ於テ納稅義務消滅シ他ノ府縣ニ於テ納稅義務發生シタルトキハ納稅義務ノ發生シタル府縣ハ納稅義務ノ消滅シタル府縣ニ於テ賦課シタル部分ニ付テハ營業稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第十六條　營業稅附加稅ノ賦課率ハ本稅百分ノ八十以內トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

第十七條　大正十五年法律第二十四號第十九條ノ規定ニ依リ雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得ベキモノノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

船
車
水車
市場
電柱
金庫
牛馬
犬
狩獵
屠畜
不動產取得
漁業
遊藝師匠、遊藝人、相撲、俳優、藝妓其ノ他之ニ類スル者
演劇其ノ他ノ興行

遊興

前項ニ掲グル課目ハ府縣ニ於テ之ヲ取捨スルコトヲ得

特別ノ必要アル場合ニ於テ第一項ノ種類以外ノモノニ對シ雜種稅ヲ賦課セントスルトキハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十八條　第十五條ノ規定ハ雜種稅ノ賦課ニ之ヲ準用ス

第十九條　雜種稅ノ課稅標準及其ノ制限率其ノ他賦課ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第二十條　雜種稅附加稅ノ總額ハ本稅總額ノ百分ノ八十九以内トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ賦課スルコトヲ得

第二十一條　戸數割總額中納稅義務者ノ資產ノ狀況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スベキ額ハ戸數割總額ノ十分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十二條　戸數割納稅義務者ト生計ヲ共ニスル同居者ノ所得ハ之ヲ其ノ納稅義務者ノ所得ト看做ス但シ其ノ納稅義務者ヨリ受クル所得ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條　同一人ニ對シ數市町村ニ於テ戸數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ各其ノ市町村ニ於ケル所得ヲ以テ其ノ者ノ資力算定ノ標準タル所得トス其ノ所得ニシテ分別シ難キモノアルトキハ關係市町村ニ平分ス

戸數割ヲ納ムル市町村以外ノ地ニ於ケル所得ハ納稅義務者ノ資力算定ニ付住所地市町村ニ於ケル所得ト看做ス

前二項ニ規定スル所得計算ニ付關係市町村異議アル場合ニ於テ其ノ府縣内ニ止マルモノハ府縣知事、數府縣ニ渉ルモノハ内務大臣之ヲ定ム

第二十四條　所得ニ依ル資力算定方法ニ關シテハ第二十一條乃至前條ニ定ムルモノノ外内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第二十五條　戸數割ノ賦課期日後納稅義務ノ發生シタルモノニ對スル賦課額ハ大正十五年法律第二十四號第二十四條乃至第二十七條及本令第二十一條(又ハ附則第六項)乃至前條ノ規定ニ依リテ定マリタル他ノ納稅義務者ノ賦課額ニ比準シテ之ヲ定ム

第十五條第一項、第二項及第五項ノ規定ハ戸數割ノ賦課後納稅義務消滅スルモ其ノ賦課額ハ之ヲ變更セズ

第二十六條　市町村長ハ其ノ市町村住民ニ非ザル者(法人ヲ除ク)ノ當該市町村内ニ於テ生ズル其ノ年度分所得及其ノ所得ノ基本タル事實ヲ毎年四月末日迄ニ其ノ住所地市町村長ニ通報スベシ但シ當該市町村ニ於テ其ノ者ニ戸數割ヲ賦課スルトキ又ハ其ノ住所地市町村ニ於テ戸數割ノ賦課ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條　戸數割ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ

一　市ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル市稅豫算總額ノ百分ノ三十七

二　町村ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ六十

特別ノ必要アル場合ニ於テハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過

シテ課稅スルコトヲ得

第二十八條　本令中市町村ニ對スル許可ノ職權ハ內務大臣及大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ府縣知事ニ委任スルコトヲ得

第二十九條　本令中府縣、府縣知事又ハ町村ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ各北海道、北海道廳長官又ハ町村ニ準ズルモノニ之ヲ適用ス

町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村ト看做ス

第三十條　北海道移住民ニシテ主トシテ耕作又ハ牧畜ノ事業ニ引續キ從事シ移住ノ日ヨリ三年ヲ經過セザル者ニ對シテハ戶數割ヲ賦課スルコトヲ得ズ

附　則

本令ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

明治三十二年勅令第二百七十六號、府縣稅戶數割規則及大正十一年勅令第二百八十二號ハ大正十五年度分限リ之ヲ廢止ス

明治十三年第十七號布告第九條ノ規定ニ依リテ爲シタル處分ニシテ第十七條第一項ノ課目ニ該當セザルモノニ對スルモノハ本令施行ノ際內務大臣及大藏大臣ノ指定スル雜種稅ノ課目ニ對スルモノニ限リ之ヲ第十七條第三項ノ規定ニ依リテ爲シタル許可ト看做ス

本令施行ノ際現ニ府縣稅家屋稅附加稅ヲ賦課スル市町村ハ第十一條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタルモノト看做ス

市町村特別稅家屋稅及之ニ類スル特別稅ニ關スル條例ニシテ本令施行ノ際內務大臣及大藏大臣ノ指定スルモノハ大正十五年度分限リ其ノ效力ヲ失フ

戶數割總額中納稅義務者ノ資產ノ狀況ニ依リテ資力ヲ算定シ賦課スベキ額ハ特別ノ事情アル市町村ニ於テハ當分ノ間戶數割總額ノ十分ノ四迄ト爲スコトヲ得

地方稅ニ關スル法律施行規則（大正十五年十一月二十七日內務、大藏省令）

第一條　大正十五年法律第二十四號第十一條各號ノ家屋ノ範圍ハ府縣ニ於テ之ヲ定ムベシ

第二條　營業稅ハ營業ノ純益ヲ標準トシ又ハ營業ノ收入金額（賣上金額、請負金額、報償金額ノ類ヲ含ム）、資本金額、營業用建物ノ賃貸價格若ハ從業者ノ數ヲ標準トシテ之ヲ賦課シ又ハ定額ヲ以テ之ヲ賦課ス

前項ノ課稅標準其ノ他營業稅ノ賦課方法ニ付テハ當分ノ間內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條　營業收益稅法第七條ノ規定ハ營業稅ノ賦課ニ之ヲ準用ス

專ラ行商又ハ露店營業ヲ爲ス者ニ對シテハ營業稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

大正十五年法律第二十四號第十七條ノ規定ニ基キ營業稅ヲ賦課スルヲ不適當トスルモノハ前二項ニ定ムルモノノ外府縣ニ於テ之ヲ定ムベシ

第四條　船ニ對シテハ主タル碇繫場所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ雜種稅ヲ賦課ス

前項ノ主タル碇繫場ナキトキ又ハ主タル碇繫場ノ所在地ニ付關係府縣ニ於テ異議アルトキ

ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第五條　車ニ對シテハ主タル定置場所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ雜種稅ヲ賦課ス

第六條　水車、電柱及金庫ニ對シテハ所在地府縣ニ於テ其ノ所有者ニ雜種稅ヲ賦課ス

第七條　市場ニ對シテハ所在地府縣ニ於テ其ノ經營者ニ雜種稅ヲ賦課ス

第八條　牛馬及犬ニ對シテハ飼育地府縣ニ於テ其ノ所有者ニ雜種稅ヲ賦課ス

第九條　狩獵ノ免許ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ住所地府縣ニ於テ雜種稅ヲ賦課ス

第十條　屠畜ニ對シテハ屠殺地府縣ニ於テ其ノ家畜ノ所有者ニ雜種稅ヲ賦課ス

第十一條　不動產ヲ取得スル者ニ對シテハ其ノ不動產所在ノ府縣ニ於テ雜種稅ヲ賦課ス

第十二條　左ニ揭グル不動產ノ取得ニ對シテハ雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

一　家督相續又ハ遺產相續ニ因ル不動產ノ取得

二　法人ノ合併ニ因ル不動產ノ取得

三　信託財產ニシテ委託者ガ信託行爲ニ依リ信託利益ノ全部ヲ享受スベキ不動產ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル不動產ノ取得但シ當該不動產ニ付其ノ後受益者ヲ變更シタル場合及信託法第二十二條ノ規定ニ依リ固有財產ト爲シタル場合ニ於テハ其ノ時ニ不動產ノ取得ト看做シ雜種稅ヲ賦課ス

四　信託ニ付受益者又ハ歸屬權利者ノ不動產ノ取得

五　信託ノ受託者交迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ不動產ノ取得

第十三條　漁業ニ對スル雜種稅ハ當分ノ間從來ノ例ニ依リ之ヲ賦課ス

新ニ漁業ニ對シ雜種稅ヲ賦課セントスルトキ又ハ其ノ賦課率若ハ賦課方法ノ變更ヲ爲サントスルトキハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ舊慣ヲ改メ其ノ他賦課方法ヲ變更スルコトナクシテ賦課率ヲ低減スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條　遊藝師匠、遊藝人、相撲、俳優、藝妓其ノ他之ニ類スル者ニ對シテハ其ノ住所地府縣ニ於テ雜種稅ヲ賦課ス其ノ住所地府縣ニ於テ之ヲ課セザルトキハ三月以上滯在ノ府縣ニ於テ之ヲ賦課ス

第十五條　同一人ニシテ遊藝師匠、遊藝人、相撲、俳優、藝妓其ノ他之ニ類スル者ノ二以上ニ該當スルトキハ其ノ一ニ就キ雜種稅ヲ賦課ス其ノ稅額異ルトキハ多キニ從フ

第十六條　演劇其ノ他ノ興行ヲ爲ス者及遊興ヲ爲ス者ニ對シテハ其ノ行爲地府縣ニ於テ雜種稅ヲ賦課ス

第十七條　遊興ニ對シ消費金額ノ全部ヲ標準トシテ賦課スル雜種稅ハ遊興者一人當一回ノ消費金額二圓ニ滿チザルモノニ之ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第十八條　第四條乃至前條ニ定ムルモノノ外雜種稅ノ課稅標準及其ノ賦課率又ハ賦課額其ノ他賦課ニ關シ必要ナル事項ハ府縣ニ於テ之ヲ定ムベシ

第十九條　第三條第三項ノ規定ハ雜種稅ノ賦課ニ之ヲ準用ス

第二十條　戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ計算ス

一　營業ニ非ザル貸金ノ利子竝公債、社債、預金及貯金ノ利子ハ前年中ノ收入金額

二　山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

三　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額

四　法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額但シ無記名株式ノ配當ニ付テハ同期間內ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額

株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額又ハ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額ガ其ノ株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス

五　俸給、給料、歲費、年金、恩給、退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ收入金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタルニ非ザルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

六　前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ有シタルニ非ザル資產、營業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

信託財產ニ付生ズル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スベキ受益者ガ信託財產ヲ有スルモノト看做シテ所得額ヲ計算ス

第一項第一號、第二號及第四號ノ所得ニ付テハ被相續人ノ所得ト看做シ

第六號ノ所得ニ付テハ相續シタル資產又ハ營業ハ相續人ガ引續キ之ヲ有シタルモノト看做シテ其ノ所得額ヲ計算ス但シ被相續人ノ資力算定ノ標準タル所得額ニ算入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年ニ戶數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ最近ノ戶數割賦課ノ時ニ算定シタル所得額ヲ以テ其ノ資力算定ノ標準トス但シ未ダ其ノ所得ノ算定ナカリシ者ニ關シテハ年度開始ノ日ノ屬スル年ノ前第一項各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

第二十一條　前條第一項第二號及第六號ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スベキ經費ハ種苗、種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕料又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ控除セズ

第二十二條　第二十條第一項第六號ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失アルトキハ同條第一項第五號ノ規定ニ依ル所得ヨリ之ヲ差引キテ計算ス

第二十三條　第二十條乃至前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給、給料、歲費、年金、恩給、退隱料、賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二、三千圓以下ナルトキハ同十分ノ三、千五百圓以下ナルトキハ同十分ノ四、八百圓以下ナルトキハ同十分ノ五ニ相當スル金額ヲ控除ス

第二十四條　第二十條乃至前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ納稅義務者及之ト生計ヲ共ニスル同居者中年度開始ノ日ニ於テ年齡十四歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者アルトキハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス

一　所得千圓以下ナルトキ　一人ニ付　百圓以內

二　所得二千圓以下ナルトキ　年齡十四歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者　一人ニ付　百圓以內

同　一人ニ付　七十圓以內

三　所得三千圓以下ナルトキ　一人ニ付　五十圓以內

同

前項ノ不具癈疾者トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、唖者、盲者其他重大ナル傷痍ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第二十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ニ之ヲ算入セズ

一　軍人從軍中ノ俸給及手當

二　扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三　旅費、學資金、法定扶養料及救助金

四　營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得

五　日本ノ國籍ヲ有セザル者ノ外國ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生ズル所得

第二十六條　戶數割納稅義務者第二十條第一項第五號及第六號ノ所得額二分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年一月三十一日迄ニ戶數割ノ賦課額ノ更訂ヲ請求スルコトヲ得但シ第二條第四項但書ニ該當スル者ハ賦課後十四日迄ニ賦課額ノ更訂ヲ請求スルコトヲ得

市町村前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ者ノ當該所得額ヲ査覈シ其ノ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ所得額ヲ更訂シ之ヲ基準トシテ更ニ其ノ者ノ資力ヲ算定シ其ノ者ニ付テノミ戶數割ノ賦課ヲ減ズルコトヲ得

年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年ニ戶數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依リ更訂シタル所得額ニ依リ其ノ者ノ資力ヲ算定シ戶數割賦課後前二項ノ事實ヲ生ジタルトキハ其ノ者ニ付テノミ戶數割ノ賦課額ヲ減ズルコトヲ得

第二十七條　大正十五年法律第二十四號第二十六條ノ規定ニ依リ戶數割ヲ賦課スルヲ不適當トスル者ハ市町村ニ於テ之ヲ定ムベシ

第二十八條　大正十五年勅令第三百三十九號第二十八條ノ規定ニ依リ左ニ揭グル事項ニ付テノ許可ノ職權ハ府縣知事ニ之ヲ委任ス

一　同令第十條第二項ノ規定ニ依リ制限ヲ超過シ課稅スルコト

二　同令第十條第三項ノ規定ニ依リ同條第二項ノ制限ヲ超過シ同條第一項ノ制限率ノ百分ノ五十以內ニ於テ課稅スルコト

三　同令第二十七條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ制限ヲ超過シ市ニ於テ戶數割總額ガ當該年度ノ市稅豫算總額ノ百分ノ四十七以內ニ於テ課稅スルコト

四　同令第二十七條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ制限ヲ超過シ町村ニ於テ戶數割總額ガ當該年度ノ町村稅豫算總額ノ百分ノ七十以內ニ於テ課稅スルコト

第二十九條　本令中府縣、府縣知事又ハ町村ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ各北海道、北海道廳長官又ハ町村ニ準ズルモノニ之ヲ適用ス

附　則

本令ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

府縣稅戶數割規則施行細則ハ大正十五年度分限リ之ヲ廢止ス

尙前揭法律第二十四號第二十八條に於ては、北海道府縣以外の公共團體に於ける特別地稅又は其の附加稅の制限外課稅の許可權は勅令の定むる所に依り之を地方長官に委任することを得るものとせられしを以て、右規定に基き同年六月勅令第百四十三號を以て左の如く之を公布したり。

勅令第百四十三號（大正十五年六月三日）

大正十五年法律第二十四號第二十八條ノ規定ニ依リ左ニ揭クル事項ニ付テノ許可ノ職權ハ北海道廳長官又ハ府縣知事ニ之ヲ委任ス

一　同法第七條第一項ノ規定ニ依リ制限ヲ超過シ課稅スルコト

二　同法第七條第二項ノ規定ニ依リ同法第七條第一項ノ制限ヲ超過シ同法第三條乃至第五條ニ規定スル制限率又ハ制限額ノ百分ノ五十以內ニ於テ課稅スルコト

附　則

本令ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス

附錄第一附表　累年地方稅表

種別	明治十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度
府縣稅 地租割	五、八〇三、一九六	六、四三一、八九九	九、一七七、一〇八	九、五八八、三一三	八、九七〇、〇三六	九、〇三五、〇八六	八、一八五、六五六	一〇、八〇五、四八二
府縣稅 營業稅	一、三五七、〇七六	一、五四四、〇〇七	二、〇四三、〇三六	三、〇五二、三〇二	二、九二四、〇五四	二、九三六、三四四	二、一四七、三四一	二、九三四、一〇五
府縣稅 雜種稅	一、三四七、九七	一、八一九、二七三	一、六八三、三〇五	一、六八二、六〇五	一、五四六、一八五	一、五四六、二四一	一、五四七、二四一	一、八三五、二四四
府縣稅 戶別割・家屋稅	二、八二六、六一四	二、六三三、三〇五	三、五〇八、八三六	三、六七九、八三三	三、六三七、六〇五	三、六三七、六〇五	三、六三七、六〇五	四、一六七、八五三
府縣稅 合計	二、五六〇、九九一	二、九三七、四九一	三、六三三、三四四	三、七六七、八四八	三、六七五、六〇五	三、六七五、六〇五	三、六七五、六〇五	四、一六七、八五三
市町村稅 地價割	七、三二一、〇五五	八、五〇一、六七七	九、二三五、五五〇	八、三五一、六七七	八、七六八、一六六	八、七六八、一六六	八、七六八、一六六	九、五五五、五五五
市町村稅 地段別割・家屋割	六、八三二、八七一	六、八八九、三九四	一、〇八三、五五二	一、一一〇、四二五	一、一一七、八六三	一、一一七、八六三	一、一一七、八六三	一、一一〇、四二五
市町村稅 營業稅	三、八三七、二〇五	四、八六六、三四八	五、〇四九、三五一	五、四六三、七八四	五、四三九、三九五	五、四三九、三九五	五、四三九、三九五	五、四六三、七八四
市町村稅 特別稅	九、八七八	一三、八六四	一、三四八、八三三	一、二〇三、八七四	八五五、一六八四	八五五、一六八四	八五五、一六八四	一、二〇三、八七四
市町村稅 合計	一三、二六五、七四四	一四、七六八、一四八	一七、六三七、四四八	一七、六三七、四四八	一六、二四四、二四八	一六、二四四、二四八	一六、二四四、二四八	一七、六三七、四四八
總計	一三、二六五、七四四	一四、七六八、一四八	一七、六三七、四四八	一七、六三七、四四八	一六、二四四、二四八	一六、二四四、二四八	一六、二四四、二四八	一七、六三七、四四八

種別	明治二十年度	同二十一年度	同二十二年度	同二十三年度	同二十四年度	同二十五年度	同二十六年度	同二十七年度
府縣稅 地租割	九、八九二、一四二	九、六三三、三四四	八、〇二六、九八一	七、四一八、二五八	七、三三一、七五五	七、三三一、七五五	八、四一七、一五六	八、四四〇、九九五
府縣稅 營業稅	三、〇九六、八四六	三、三四四、三三〇	二、八五四、四三四	二、六五六、一五四	二、七七六、三六七	二、七七六、三六七	二、七七六、三六七	二、七七六、三六七
府縣稅 雜種稅	一、六四四、五三六	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、四四二、七〇五	一、五三三、三六七	一、五三三、三六七	一、五三三、三六七	一、五三三、三六七
府縣稅 戶別割・家屋稅	四、一三二、八四五	三、九五六、五九〇	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四
府縣稅 合計	一八、七六七、二六〇	一八、五四〇、三三九	一七、五四四、三五九	一六、七四〇、八六九	一六、七四〇、八六九	一六、七四〇、八六九	一六、七四〇、八六九	一六、七四〇、八六九
市町村稅 地價割	四、五九四、三七七	四、七七七、六八四	四、七七七、六八四	三、三五三、三五三	三、三五三、三五三	三、三五三、三五三	三、三五三、三五三	三、三五三、三五三
市町村稅 地段別割	一九八、九一七	一七六、三九九	一七六、三九九	一四〇、三五〇	一四〇、三五〇	一四〇、三五〇	一四〇、三五〇	一四〇、三五〇
市町村稅 所得稅	五、六〇八、一〇八	五、四四一、三九八	五、四四一、三九八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八
市町村稅 戶別割・家屋割	五、六〇八、一〇八	五、四四一、三九八	五、四四一、三九八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八
市町村稅 營業稅附加稅	一、二一七、〇七四	一、〇八八、六八六	一、〇八八、六八六	八七七、七九二	八七七、七九二	八七七、七九二	八七七、七九二	八七七、七九二
市町村稅 間接國稅附加稅	八四四、三九二	九五七、七三四	九五七、七三四	七七七、七九一	七七七、七九一	七七七、七九一	七七七、七九一	七七七、七九一
市町村稅 特別稅	九、八九六、八八六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七
市町村稅 合計	二九、七七〇、一二八	二九、四七五、一二六	二九、四七五、一二六	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇
總計	二九、七七〇、一二八	二九、四七五、一二六	二九、四七五、一二六	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇

種別	明治二十八年度	同二十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
府縣稅 地租割	九、五三七、七八二	一二、三二四、八四四	一二、三二四、七五九	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一二、三二四、七五九	一二、三二四、七五九
府縣稅 營業稅	三、〇三一、三六六	三、三七五、三〇八	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	三、四八六、二七九	三、四八六、二七九
府縣稅 雜種稅	一九、九五六、三〇	二、二六五、八六二	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	九、〇八七、八六六	九、〇八七、八六六
府縣稅 戶別割・家屋稅	一、八四五、一四一	二、〇四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一
府縣稅 合計	一五、四五九、三七七	一九、三二七、〇五一	一九、一四四、八一八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八
市町村稅 地價割	四、五九四、三七七	四、七七七、六八四	四、七七七、六八四	三、三五三、三五三	三、三五三、三五三	三、三五三、三五三	三、三五三、三五三	三、三五三、三五三
市町村稅 地段別割	一九八、九一七	一七六、三九九	一七六、三九九	一四〇、三五〇	一四〇、三五〇	一四〇、三五〇	一四〇、三五〇	一四〇、三五〇
市町村稅 所得稅	五、六〇八、一〇八	五、四四一、三九八	五、四四一、三九八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八
市町村稅 戶別割・家屋割	五、六〇八、一〇八	五、四四一、三九八	五、四四一、三九八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八	四、〇七七、七七八
市町村稅 營業稅附加稅	一、二一七、〇七四	一、〇八八、六八六	一、〇八八、六八六	八七七、七九二	八七七、七九二	八七七、七九二	八七七、七九二	八七七、七九二
市町村稅 間接國稅附加稅	八四四、三九二	九五七、七三四	九五七、七三四	七七七、七九一	七七七、七九一	七七七、七九一	七七七、七九一	七七七、七九一
市町村稅 特別稅	九、八九六、八八六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七
市町村稅 合計	二九、七七〇、一二八	二九、四七五、一二六	二九、四七五、一二六	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇
總計	二九、七七〇、一二八	二九、四七五、一二六	二九、四七五、一二六	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇

種別	明治二十八年度	同二十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
府縣稅 地租割	九、五三七、七八二	一二、三二四、八四四	一二、三二四、七五九	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一二、三二四、七五九	一二、三二四、七五九
府縣稅 營業稅	三、〇三一、三六六	三、三七五、三〇八	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	三、四八六、二七九	三、四八六、二七九
府縣稅 雜種稅	一九、九五六、三〇	二、二六五、八六二	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	九、〇八七、八六六	九、〇八七、八六六
府縣稅 戶別割・家屋稅	一、八四五、一四一	二、〇四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一
府縣稅 合計	一五、四五九、三七七	一九、三二七、〇五一	一九、一四四、八一八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八
市町村稅 地價割	七、四一八、二五八	七、三三一、七五五	七、三三一、七五五	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一
市町村稅 地段別割	二、六五六、一五四	二、七七六、三六七	二、七七六、三六七	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四
市町村稅 所得稅	一、四四二、七〇五	一、五三三、三六七	一、五三三、三六七	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五
市町村稅 戶別割・家屋割	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四
市町村稅 營業稅附加稅	八七七、七九二	八七七、七九二	八七七、七九二	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三
市町村稅 間接國稅附加稅	七七七、七九一	七七七、七九一	七七七、七九一	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇
市町村稅 特別稅	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六
市町村稅 合計	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇
總計	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇

種別	明治二十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
府縣稅 地租割	一二、三二四、八四四	一二、三二四、七五九	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一二、三二四、七五九	一二、三二四、七五九
府縣稅 營業稅	三、三七五、三〇八	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	三、四八六、二七九	三、四八六、二七九
府縣稅 雜種稅	二、二六五、八六二	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	九、〇八七、八六六	九、〇八七、八六六
府縣稅 戶別割・家屋稅	二、〇四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一
府縣稅 合計	一九、五五五、三七七	一九、三二七、〇五一	一九、一四四、八一八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八
市町村稅 地價割	七、四一八、二五八	七、三三一、七五五	七、三三一、七五五	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一
市町村稅 地段別割	二、六五六、一五四	二、七七六、三六七	二、七七六、三六七	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四
市町村稅 所得稅	一、四四二、七〇五	一、五三三、三六七	一、五三三、三六七	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五
市町村稅 戶別割・家屋割	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四
市町村稅 營業稅附加稅	八七七、七九二	八七七、七九二	八七七、七九二	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三
市町村稅 間接國稅附加稅	七七七、七九一	七七七、七九一	七七七、七九一	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇
市町村稅 特別稅	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	八、三五一、六七七	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六
市町村稅 合計	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇
總計	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	二五、〇八〇、二四〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇

種別	明治三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
府縣稅 地租割	一二、三二四、七五九	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一二、三二四、七五九	一二、三二四、七五九
府縣稅 營業稅	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	三、四八六、二七九	三、四八六、二七九
府縣稅 雜種稅	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	九、〇八七、八六六	九、〇八七、八六六
府縣稅 戶別割・家屋稅	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一
府縣稅 合計	一九、三二七、〇五一	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八
市町村稅 地價割	七、三三一、七五五	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一
市町村稅 地段別割	二、七七六、三六七	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四
市町村稅 所得稅	一、五三三、三六七	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五
市町村稅 戶別割・家屋割	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四
市町村稅 營業稅附加稅	八七七、七九二	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三
市町村稅 間接國稅附加稅	七七七、七九一	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇
市町村稅 特別稅	八、三五一、六七七	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六
市町村稅 合計	二五、〇八〇、二四〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇
總計	二五、〇八〇、二四〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇

種別	明治三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
府縣稅 地租割	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一二、三二四、七五九	一二、三二四、七五九
府縣稅 營業稅	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	三、四八六、二七九	三、四八六、二七九
府縣稅 雜種稅	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	九、〇八七、八六六	九、〇八七、八六六
府縣稅 戶別割・家屋稅	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一
府縣稅 合計	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八
市町村稅 地價割	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一
市町村稅 地段別割	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四
市町村稅 所得稅	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五
市町村稅 戶別割・家屋割	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四
市町村稅 營業稅附加稅	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三
市町村稅 間接國稅附加稅	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇
市町村稅 特別稅	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六
市町村稅 合計	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇
總計	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇

種別	明治三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
府縣稅 地租割	一七、四五八、八六五	一七、四五八、八六五	一二、三二四、七五九	一二、三二四、七五九
府縣稅 營業稅	一、八九五、八五五	一、八九五、八五五	三、四八六、二七九	三、四八六、二七九
府縣稅 雜種稅	四、〇七三、〇五七	四、〇七三、〇五七	九、〇八七、八六六	九、〇八七、八六六
府縣稅 戶別割・家屋稅	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一
府縣稅 合計	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八
市町村稅 地價割	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一
市町村稅 地段別割	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四
市町村稅 所得稅	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五
市町村稅 戶別割・家屋割	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四
市町村稅 營業稅附加稅	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三
市町村稅 間接國稅附加稅	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇
市町村稅 特別稅	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六
市町村稅 合計	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇
總計	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇

種別	明治三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
府縣稅 地租割	一七、四五八、八六五	一二、三二四、七五九	一二、三二四、七五九
府縣稅 營業稅	一、八九五、八五五	三、四八六、二七九	三、四八六、二七九
府縣稅 雜種稅	四、〇七三、〇五七	九、〇八七、八六六	九、〇八七、八六六
府縣稅 戶別割・家屋稅	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一
府縣稅 合計	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八	二四、五四八、九六八
市町村稅 地價割	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一	六、〇二六、九八一
市町村稅 地段別割	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四	二、八五四、四三四
市町村稅 所得稅	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五	一、七二六、一五五
市町村稅 戶別割・家屋割	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四	二、八四四、三五四
市町村稅 營業稅附加稅	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三	一、〇〇八、六七三
市町村稅 間接國稅附加稅	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇	一、二五二、三一〇
市町村稅 特別稅	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六	一〇、九三四、八四六
市町村稅 合計	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇
總計	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇	三二、一九五、七七〇

種別	道府縣	市町村	總計
大正八年度	地租	戶數割	一、三五〇、〇〇〇圓
同九年度	同	同	一、四一〇、〇〇〇圓
同十年度	同	同	一、七〇〇、〇〇〇圓
同十一年度	同	同	一、七〇〇、〇〇〇圓
同十二年度	同	同	一、七〇〇、〇〇〇圓
同十三年度	同	同	一、七〇〇、〇〇〇圓
同十四年度	同	同	一、七〇〇、〇〇〇圓
昭和元年度	同	同	一、七〇〇、〇〇〇圓

種別	道府縣	市町村	總計
明治四十四年度	地租 營業稅 特別稅 所得稅	戶數割 家屋稅 營業稅 附加稅	三、三五〇、〇〇〇圓
大正元年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同二年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同三年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同四年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同五年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同六年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同七年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓

種別	道府縣	市町村	總計
明治四十四年度	地租 營業稅 特別稅 所得稅	戶數割 家屋稅 營業稅 附加稅	三、三五〇、〇〇〇圓
大正元年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同二年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同三年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同四年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同五年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同六年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓
同七年度	同	同	三、四一〇、〇〇〇圓

府縣稅								
雜種稅	二四、八七九、一一三円	三三、四一〇、六〇五円	四一、九三九、九八〇円	四九、一三七、二三七円	五一、六八四、〇五八円	五四、六六八、八五一円	五八、一三七、五二九円	五九、七二三、七〇〇円
營業稅附加稅	八、七一二、五三〇	一六、五八三、二六九	二一、八九六、二六〇	二六、八七九、一一四	二三、六九〇、〇一八	二八、七九二、七九四	二九、四三二、一九八	三一、一〇八、三一八
所得稅附加稅	一〇、二二九、七九〇	六、五三九、九六六	六、〇六九、三六四	六、七五八、一一八	五、五一六、三六二	六、三〇五、二〇九	六、三六五、五〇一	五、九七六、七三五
鑛業稅附加稅	五七四、九二九	五六九、八八五	三九九、六三三	三四四、三四一	三五八、〇九九	三一六、八七三	三三五、四八八	三二四、七三六
戶數割	二六、六九六、六〇四	三八、六四六、五七四	四五、一三五、六八九	四九、六四四、四四一	五四、五八五、六二八	五二、一〇七、四六七	五〇、五七三、八三〇	五四、七七八、六六七
家屋稅	四、四三八、五九六	五、八一三、二三八	八、三八一、六六二	八、三六八、八九三	八、六二九、八七〇	九、〇〇九、七〇〇	九、五七九、八三六	一〇、二〇三、六二八
合計	一四〇、五一四、九四七	一八三、八〇二、〇四三	二四〇、六〇六、七六八	二三二、〇三七、八五九	二三四、六七二、一〇〇	二三八、九〇三、三四一	二四四、〇六六、八〇〇	二五三、〇九九、八〇〇
市町村稅								
地租割	二、七七九、六三三	三四、一四五、二〇三	四二、七四一、一一八	四四、三六一、九六八	四三、七一二、三三〇	四二、五七一、二四九	四四、〇八五、五四四	四〇、四九九、四四一
特別地稅附加稅	—	—	—	—	—	—	—	三、七四六、二七五
所得稅割	二五、九三九、四五〇	一八、四六六、〇九一	二三、四二六、六一六	二六、七二八、九九八	一九、九八五、六三九	二三、九三一、五六六	二三、六九五、〇六六	二三、五五二、三三五
國稅營業稅割	一〇、六九〇、三七二	二五、六一六、三六八	三二、〇〇三、一七七	四〇、三九三、七三九	三一、三八三、〇九一	三九、〇八五、七八六	四二、〇八六、四〇七	四四、〇五一、五八〇
戶數割附加稅	一三八、一五三、八八八	一八七、七九一、九七四	一八三、九二七、〇四一	一九八、四〇五、九二五	一六六、一六〇、九一九	一六五、六八六、九八九	一六一、九六三、四〇一	一七〇、一七〇、一一八
營業割	五、〇一八、五九九	七、二七二、二五五	八、七〇〇、九〇三	八、九七三、八八五	七、九五〇、五八七	八、〇〇一、八七五	八、四五三、一一八	八、六五八、五三三
鑛業稅附加稅	五三一、八九三	五二六、〇八四	四一〇、六一七	三七〇、三九七	三五八、四五五	三三四、七九七	三四七、五四三	三三〇、四三一
家屋稅附加稅	一一、六八六、七〇五	一八、六二〇、八三七	二〇、〇三七、三九六	二一、二九七、八七三	二〇、四二九、四五三	一九、〇二七、九六八	二三、六〇六、一六五	二〇、四九一、四八二
雜種稅附加稅	一七、三一四、〇五七	二八、〇三一、〇六二	三七、一三五、八六八	四三、七〇二、九一九	四五、三九八、三五一	四八、五七七、二二三	五三、四二八、七一六	五五、三三〇、五七六
特別稅　段別割	二、五九七、六一四	三、五八〇、二三八	三、八八八、五六〇	四、〇三九、六三六	四、三四〇、四九九	四、六三一、六四一	四、九八一、〇四八	四、八三六、一二五
特別稅　家屋割	四、〇五〇、〇〇二	五、三三二、〇四四	六、七九四、〇二七	八、五二〇、八九四	七、六三五、四五九	七、八九〇、二四一	七、七七九、二六二	八、七五六、〇八〇
特別稅　其の他	七、八五〇、五七〇	九、三三四、一七四	一三、〇五九、二二五	一三、七三一、四六四	一〇、〇五七、五一三	一一、三七七、〇六四	九、七二〇、九二九	九、九九一、一二四
合計	二三五、六二二、七八三	三三八、七一六、三一〇	三七一、一一四、五三八	四〇九、五二七、六九八	三五六、四二二、二八五	三七〇、一一六、三八八	三八〇、一三七、一九八	三八九、四一四、〇七〇
總計	三七六、一三七、七三〇	五三二、五一八、三六三	五八五、七二一、三〇六	六四一、五六五、五五七	五九一、〇八四、三八五	六〇九、〇一九、七二九	六二四、二〇三、九九八	六四二、五一三、八七〇

(備考)一、本表は明治二十一年度迄は帝國統計年鑑に、二十二年度以降は內務省地方局調の決算額に依る。

二、本表には夫役現品換算金及縣稅中市町村分賦額、河川改良工事費負擔町村分擔額、郡歲入中町村分賦額を含まず。

三、明治四十四年度以前の分は北海道及沖繩縣を除外したるものに依る。

四、取引所營業稅附加稅及賣藥營業稅附加稅は國稅營業稅割欄に合算す。

五、大正元年度以前に於ける家屋稅は戶數割に、家屋稅附加稅は戶數割附加稅に、又家屋割は特別稅其他に合算す。

六、明治十二年度府縣稅に於て合計と內譯と符合せざるは同年度德島縣地方稅は高知縣よりの引繼に係り、其の內譯なきに由る。

附錄第二　印紙制度

第一節　總說

政府が租稅其の他の收入を得るに當り之が收納の手段として用ゐらるるものに二種あり。一は卽ち現金を以て收納するものにして、他は卽ち印紙に依り納付せしむるものなり。而して我國に於て租稅其の他の收入收納の手段として印紙を用ゐるの制度を採用せしは、明治六年二月太政官布告第五十六號受取諸證文印紙貼用心得方規則の制定に始まれり。卽ち右規則は證券印紙稅徵收の方法として、金銀受取其の他の諸證文に對して證券印紙を貼用せしむることと爲し、一錢・五錢・十錢・二十五錢・五十錢・一圓の六種の印紙を制定したり。尋いで明治八年十月太政官布告第百五十號を以て煙草稅則を制定するや、同稅則に於て製造煙草印紙稅徵收の方法として販賣品に製造煙草印紙を貼用せしむることと爲し、其の種類を五厘・一錢・五錢・十錢及長印紙二錢五厘の五種と定めたり。而して右の外手數料收納の方法としては、明治六年三月太政官布告第九十七號郵便規則の制定に依り郵便切手の制度を設けし外、明治八年十二月太政官布告第百九十六號を以て訴訟用罫紙規則を制定し、司法上の手數料徵收の爲め訴訟用罫紙及裁許狀罫紙各數種を定めたり。尋いで明治十五年十月太政官布告第五十一號を以て賣藥印紙稅規則を制定し、賣藥に對しては賣藥印紙稅として其の定價に從ひ相當の賣藥印紙を貼付せしむることと爲し、新に一厘以上十錢以下十種の賣藥印紙を制定せしが、更

に明治二十一年十月に至り勅令第六十六號を以て登記印紙規則を制定し、登記法に定むる登記料及手數料は登記印紙を以て納付すべきものと定め、之と同時に大藏省令第十三號を以て右登記印紙の種類及定價を定めて、二錢五厘以上五圓以下七種としたり。

以上の如くにして租稅又は手數料を印紙を以て徵收するの制度は早くより採用せられ、而して其の種類も年と共に漸次增加して、租稅徵收を目的とするものには證券印紙・煙草印紙・賣藥印紙の三種手數料の收納を目的とするものには郵便切手・訴訟用罫紙・登記印紙の三種の如く租稅又は手數料の種目を異にする毎に別個の印紙を使用せしむるは、其の製造及出納竝に人民使用上徒に煩雜と經費とを要するのみなるを以て、政府は玆に印紙統一の必要を認めて愼重調査の結果、特別の性質を有する郵便切手を除き、他の五種の印紙を廢止して新に收入印紙を制定し、租稅・手數料等印紙貼用の方法に依り收入するものは總て收入印紙を貼用せしむることと爲し、明治三十一年七月勅令第百四十號を以て左の如く公布したり。

勅令第百四十號（明治三十一年七月十五日）

證券印紙、煙草印紙、訴訟用印紙、賣藥印紙、登記印紙ヲ貼用スヘキ場合ニハ自今一樣ノ收入印紙ヲ用ウヘシ其ノ形式ハ大藏大臣之ヲ定ム但シ從來ノ證券印紙、煙草印紙、訴訟用印紙、賣藥印紙、登記印紙ハ當分ノ內收入印紙ニ代ヘ使用スルコトヲ得

右の如くにして印紙の種類は明治三十一年七月以後收入印紙の一種に統一せられしが、後明治三十五年四月法律第四十四號を以て骨牌稅法を制定し、骨牌稅は骨牌の包裏に印紙を貼用して納付せしむることと定むるや、右骨牌に貼用すべき印紙は一組の骨牌を包括する形體を備へしむるを要する爲め、特別の印紙を制定することと爲し、同年五月勅令第百五十五號を以て、骨牌に貼用すべき印紙は骨牌印紙に限る旨を定むると共に、同年六月大藏省令第十四號を以て右骨牌印紙の形式及貼用方法を規定したり。斯くて明治三十五年以後印紙の種類は收入印紙及骨牌印紙の二種を存することとなりしが、大正九年九月に至り骨牌に對しても收入印紙を貼用せしむることと爲し、勅令第三百五十九號を以て骨牌印紙稅法施行規則を改正して、同規則中に右の規定を設け、同時に前記明治三十五年勅令第百五十五號を廢止したり。玆に於てか印紙の種類は再び收入印紙一種に統一せられ、以て大正末年に及べり。

明治初年印紙制度採用の當初に在りては、印紙を以て收納すべき手數料等は既述の如く法令に依りて限定せられ、其の他の手數料は之を印紙を以て納付することを得ざりしが、明治二十四年十二月に至り勅令第二百四十五號を以て右制限を擴張し、翌二十五年四月一日以降は政府に納むべき手數料は、其の金額に相當する登記印紙を以て納めしむることを得るものと爲し、而して其の種目は主務大臣に於て之を定むることと爲したり。尋いで明治三十八年十一月に至り勅令第二百二十七號を以て、更に收入印紙を以て納付せしむる範圍を擴張し、政府に納むべき手數料・罰金・科料・過料・刑事追徵金・訴訟費用及非訟事件の費用は、其の金額に相當する收入印紙を以て納めしむることを得るものと爲し、而して收入印紙を以て納めしむることを得べき手數料の種類は主務大臣之を定むることとし同時に前揭明治二十四年勅令第二百四十五號を廢止したり。

然るに大正九年六月に至り印紙制度に關する從來の法令を統一整理することと爲し、勅令第百九十號を以て左の如く公布したり。

勅令第百九十號（大正九年六月二十四日）

第一條　政府ニ納ムヘキ手數料、罰金、科料、過料、刑事追徵金、訴訟費用及非訟事件ノ費用ハ印紙ヲ以テ之ヲ納メシムルコトヲ得但シ印紙ヲ以テ納メシムルコトヲ得ヘキ手數料ノ種目ハ主務大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ定ム

第二條　法令ニ依リ印紙ヲ以テ租稅其ノ他ノ政府ノ歲入金ヲ納ムルトキハ收入印紙ヲ用ウヘシ

收入印紙ノ形式ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三條　收入印紙ハ郵便局所、郵便切手賣捌所又ハ收入印紙賣捌所ニ於テ之ヲ賣捌ク賣捌ニ關スル規程ハ遞信大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治三十年勅令第四百五十二號

明治三十一年勅令第百四十號

明治三十二年勅令第二十六號

明治三十二年勅令第五十六號

明治三十八年勅令第二百二十七號

明治四十年勅令第三百四十二號

明治四十二年勅令第四十一號

〔參照〕明治三十年十二月十八日公布勅令第四百五十二號ハ不用煙草印紙ノ處分ニ關スル件、同三十一年七月十五日公布勅令第百四十號ハ收入印紙ニ關スル件、同三十二年二月四日公布勅令第二十六號ハ臺灣ニ於ケル印紙貼用ニ關スル件、同年二月二十日公布勅令第五十六號ハ不用手形用紙處分ニ關スル件、同三十八年十一月二日公布勅令第二百二十七號ハ收入印紙ヲ以テ手數料、罰金、科料、過料、刑事追徵金、訴訟費用及非訟事件費用ヲ納メシムルコトヲ得ル件、同四十年十二月五日公布勅令第三百四十二號ハ關東都督府ニ於ケル收入印紙ニ關スル件、同四十二年三月二十日公布勅令第四十一號ハ收入印紙賣捌ニ關スル件ナリ。

右勅令は後大正十二年五月及六月の兩度に於て夫〻左記の如き部分的改正を受け、以て大正末年に及べり。

（一）勅令第二百三十六號（大正十二年五月十四日）

大正九年勅令第百九十號中左ノ通改正ス

第一條中「關東州」ヲ「關東廳所轄地域」ニ改ム

第三條中「關東州」ヲ「關東廳所轄地域」ニ改メ「關東長官」ノ下ニ「關東廳所轄地域以外ノ支那ニ在リテハ外務大臣」ヲ加フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（二）勅令第二百八十八號（大正十二年六月四日）

大正九年勅令第百九十號中左ノ通改正ス

第一條中「及非訟事件ノ費用」ヲ「非訟事件ノ費用及少年法第六十一條ノ規定ニ依リ徵收スル費用」

ニ「關東長官」ヲ「關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官」ニ改ム

第三條中「關東長官」ヲ「關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

既述の如く明治二十四年勅令第二百四十五號・明治三十八年勅令第二百二十七號及大正九年勅令第百九十號は何れも收入印紙を以て納付すべき手數料の種目は主務大臣又は外地の總督或は長官に於て之を定むることを規定せしを以て、右規定に從ひ各省令等を以て其の種目を定め、爾後必要に應じて之が改正を行ふ所ありしが、其の全文及改正を掲ぐるは煩雜に過ぐるを以て、茲には之を省略す（明治三十年十二月外務省令第七號、明治三十年十月內務省令第二十八號、明治三十年十一月大藏省令第五十號、明治三十年六月司法省令第十六號、明治二十五年二月農商務省令第二號及第三號、大正十一年六月遞信省令第四十一號、明治三十九年九月統監府令第三十八號、明治三十七年九月臺灣總督府令第七十二號、大正九年八月關東廳令第五十八號、大正十二年八月南洋廳令第十六號等）。更に又右の外單獨の法令に依り收入印紙を以て納付せしむべきことを規定せられたる收入あり。阿片賣下代價（明治三十二年三月勅令第六十五號）、內地產獸毛消毒手數料（大正十年四月勅令第百六十七號）、領事官の徵收する手數料及出張費用（大正九年七月外務省令第五號）等は卽ち之なりとす。

次に印紙の定價及形式に就きては、當初は各種印紙毎に特別の規定を設けられしが、明治三十一年七月印紙の種類を收入印紙の一種に統一するに及び、大藏省令第十二號を以て收入印紙の形式及定價を定め、其の種別を一厘・二厘・三厘・五厘・一錢・二錢・五錢・十錢・五十錢・一圓・五圓・十圓・五十圓・百圓の十四種としたり。爾後右收入印紙の形式・定價は必要に應じ屢〻改正せらるる所あり。卽ち明治三十八年一月三錢の收入印紙を追加し（大藏省令第二號）、又明治四十二年六月從來の十錢乃至百圓の收入印紙の形式を變更し（大藏省令第四十號）、更に大正八年七月更に二十錢一種を追加したり（大藏省令第二十三號）。大正十二年九月關東大震災發生するや、收入印紙は暫く從來の如く精巧なるものを製造するを得ざるに依り、從來の形式に依るものの外、新に一厘以上五錢迄の收入印紙の簡易なる形式を定め（大藏省令第十九號）、尋いで同年十一月此等の諸形式の外更に收入印紙の全種別に亙りて新形式を制定し（大藏省令第二十九號）、何れも當分の內之を施行することと爲したり。尋いで大正十三年四月に至り大藏省令第十一號を以て新に收入印紙の形式を制定し、從來の分は總て之を廢止したり。右省令は爾後何等の變更なくして大正末年に至れるものにして、今之を掲ぐれば左の如し。

大藏省令第十一號（大正十三年四月三十日）

收入印紙ノ形式左ノ通改正ス但シ從來ノ收入印紙ハ當分ノ內使用スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（雛形）（縱一二・五耗、橫一八・五耗）

一厘	淡黑色	一錢	紅色	十錢	綠色
二厘	淡褐色	二錢	濃綠色	二十錢	橙黃色
三厘	淡綠色	三錢	紫色	五十錢	青色
五厘	嬌栗色	五錢	褐色	一圓	紅色

五圓	地模樣紋赤黃色	十圓	地模樣紋赤黃色	五十圓	地模樣紋赤淡綠色
百圓	地模樣紋赤淡紅色				

（雛形圖案省略）

又骨牌印紙の形式及定價に就ては明治三十五年六月大藏省令第十四號を以て十錢及二十錢の二種を定めしが、右は爾後何等の變更なくして大正九年九月骨牌印紙廢止の時に及べるものとす。

第二節　印紙の賣捌

印紙の賣捌に就ては最初印紙制度制定の當時に在りては、各種印紙毎に夫々特別の規定ありて煩雜を極めしが、明治十五年十二月に至り太政官布達第二十七號を以て印紙類賣捌手續を制定し、始めて證券印(界)紙・煙草印紙・訴訟用罫紙・賣藥印紙の四種の印紙に通ずる規定を設けたり。卽ち右に依れば從來一般人民に賣捌を許可せしを改め、陸軍恩給令・海軍退隱令・巡査看手給助例に依り恩典を受くる者に限り之を許可することと爲し、其の賣捌手數料として賣捌代金高十分の一を支給するものにして、明治十六年一月一日より之を實施したり。尋いで明治十七年四月に至り太政官布達第九號を公布し、右印紙類賣捌規程を制定せしが、右規程に於ては賣捌人の資格に一層制限を加へ、陸海軍恩給令・巡査看手給助例に依り恩給を受くる者の中、特に職務の爲め負傷又は死亡したるものの寡婦孤兒に限り之を許可することと爲し、且代金の上納に就ても一層の制限と特典とを加へたり。

明治十九年六月大藏省令第二十一號を以て印紙類賣捌規程を廢止して、更めて印紙類賣下賣捌規則を制定せしが、本規則に於ては更に印紙類賣捌人の資格を擴張して官吏恩給令に依り恩典を受くる者にも及ぼすと共に、印紙類の割引率を改正して拂受高一口五百圓未滿は百分の七、五千圓未滿は百分の八、五千圓以上は百分の九と定め、其の他種々の點に於て從前の規定に改正を加へたり。而して之と同時に大藏省訓令第二十二號を以て本規則の取扱手續を定めたり。後明治二十一年登記印紙規則制定の結果、從來の諸印紙の外に更に登記印紙の一種を增加するに及び、同年十月大藏省令第十二號を以て右印紙類賣下賣捌規則に改正を加へ、本規則に依り賣下賣捌を行ふ印紙の種類に登記印紙を追加すると共に、其の割引率を定めて五百圓未滿百分の四、五百圓以上百分の五と爲したり。

然るに明治二十二年六月に至り物品會計規則の制定せらるるに及び、印紙類の賣下賣捌の制度に就ても大に改革を施す必要を生ぜしを以て、明治二十三年十一月勅令第二百七十一號を以て新に印紙類賣下賣捌規則を改定したり。本改正の主要なる點は印紙類賣捌人を元賣捌人と賣捌人との二種と爲したる點にして、其の他賣下割引率を百分の七以內に改め、又賣下代金延納に關する規定を設けたり。而して本規則は明治二十四年一月一日以後に於て、府縣知事地方の實況を量りて大藏大臣の認可を經て漸次之を施行するものと爲し、其の施行の日より從前の印紙類賣下賣捌規則を廢止することとしたり。但し本規則は北海道・沖繩縣及東京府下小笠原島・伊豆七島には之を施行せざるものと定められしを以て、此等の地方竝に本規則未施行の府縣には、尙從前の賣下賣捌規則の規定を適用せられしものとす。本規則は爾後明治三十一年八月及三十七年三月兩次の部分的改正を經て、明治四十二年其の廢止に至れるものにして、今此等の改正を經たる本規則の全文を揭ぐれば左の如し。

印紙類賣下賣捌規則(明治二十三年十一月十日勅令第二百七十一號)

第一條　此規則ニ依リ賣下又ハ賣捌ヲ爲スヘキ印紙類ハ左ノ如シ

證券印紙(手形用紙共)

烟草印紙

訴訟用印紙
賣藥印紙
登記印紙
收入印紙（明治三十一年八月勅令第百八十七號ヲ以テ追加）

第二條　各府縣ニ左ノ印紙類賣捌人ヲ置ク

元賣捌人
（府縣廳）ヨリ印紙類ヲ拂受ケ之ヲ其管內ニ於ケル賣捌人ニ賣渡スモノトス

賣捌人
元賣捌人ヨリ印紙類ヲ買受ケ之ヲ各需用者ニ賣捌クモノトス

第三條　賣捌人ハ左ノ順序ニ從ヒ之ヲ許可スヘシ但本條第三ニ該當スル者ハ三箇年以內ノ期限ヲ定メ許可スルモノトス

一　陸海軍人其他公務ノ爲メニ受ケタル傷痍又ハ疾病ヲ以テ法律ニ依リ恩給ヲ受クル者
二　法律ニ依リ扶助料ヲ受クル者
三　一般人民

第四條　印紙類賣捌ヲ爲サントスル者ハ（府縣廳）ニ願出許可ヲ受クヘシ

第五條（明治三十一年八月勅令第百八十七號ヲ以テ本條削除）

第六條　印紙類ノ賣下ハ其額面ニ對シ百分ノ七以內ノ割引ヲ爲スヘシ

第七條　印紙類ハ其代金納付ノ上之ヲ下渡スヘシ

印紙類ノ賣下代金一回貳千圓以上ハ公債證書ヲ抵當ト爲シ六箇月以內ノ延納ヲ許スコトヲ得

第八條　元賣捌人及賣捌人ハ左ノ場合ニ於テ印紙類額面ニ對シ百分ノ十以內ノ割引ヲ以テ交換又ハ買戻ヲ請求スルコトヲ得但交換印紙ハ拾錢以上取纏メタルモノニ限ル

一　印紙類損傷又ハ汚染シタルトキ
一　印紙不用ニ歸シタルトキ

第九條　印紙類賣捌ノ許可ヲ得タル者左ノ事項ニ該ルトキハ其効ヲ失フモノトス

一　恩給若ハ扶助料ヲ受クル者其權利消滅若ハ停止セラレタルトキ
一　賣捌區域外ニ移住スルトキ

第十條　印紙類ハ許可ヲ得タル場所ノ外ニ於テ賣捌クコトヲ得ス
印紙類ハ定價ヲ以テ需用者ニ賣捌クヘシ
前二項ノ規定ニ違フ者ハ印紙賣捌ノ許可ヲ取消スモノトス

第十一條　元賣捌人及賣捌人ノ配置竝ニ第六條第八條ノ割引歩合其他此規則ニ關スル施行細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

附　則

第十二條　此規則ハ府縣知事地方ノ實況ヲ量リ大藏大臣ノ認可ヲ經テ明治二十四年一月一日ヨリ漸次之ヲ施行スヘシ

第十三條　此規則中印紙類ノ割引ニ關スル條項ハ此規則ノ施行ニ拘ラス來ル明治二十四年一

月一日ヨリ施行ス

第十四條　明治十九年六月大藏省令第二十一號ハ此規則施行ノ日ヨリ廢止ス

第十五條　此規則ハ北海道及東京府管轄小笠原島伊豆七島ニハ之ヲ施行セス（明治三十七年三月勅令第八十二號ヲ以テ本條中「沖繩縣」ヲ削ル）

右印紙類賣下賣捌規則の改定に伴ひ、同年十一月大藏省令第三十四號を以て之が施行細則を定めしが、右細則も其の後數次の部分的改正を經て明治四十二年其の廢止の時に及べるものにして、今此等の改正を經たる同細則の全文を掲ぐれば左の如し。

印紙類賣下賣捌規則施行細則（明治二十三年十一月十四日大藏省令第三十四號）

第一條　元賣捌人ハ本店ヲ府縣廳所在ノ地ニ置キ各稅務署所轄內ニ支店又ハ代理店ヲ設クヘシ（明治二十六年十月大藏省令第二十四號ヲ以テ本條中改正）（明治三十五年十一月大藏省令第二十八號ヲ以テ本條中改正）

賣捌人ハ各稅務署所轄內ヲ一區若クハ數區トシ其區內ノ地勢商業等ノ實況ニ應シ稅務監督局長適宜其人員ヲ定ムヘシ

第二條　印紙類ハ額面ニ對シ左ノ割引ヲ以テ賣下ケ又ハ賣渡スモノトス（明治三十一年八月大藏省令第十五號ヲ以テ本條中改正）（明治三十五年十一月大藏省令第二十八號ヲ以テ本條中改正）

一　稅務署ヨリ元賣捌人ニ賣下クルトキ　百分ノ六

一　元賣捌人ヨリ賣捌人ニ賣渡ストキ　百分ノ四

第三條　規則第八條ノ割引歩合ハ額面ニ對シテ左ノ如シ（明治三十一年八月大藏省令第十五號ヲ以テ本條中改正）（明治三十五年十一月大藏省令第二十八號ヲ以テ本條中改正）

一　賣捌人ヨリ元賣捌人ニ賣下クルトキ　百分ノ九

一　元賣捌人ヨリ稅務署ニ請求スルトキ　百分ノ八

印紙類ノ交換又ハ買戻ヲ請求セントスルトキ

出ヘシ

第四條　規則第七條ノ公債證書ハ有利息ノモノニ限リ其ノ擔保價格ハ稅務署長ニ於テ相當ト認ムル價格ニ依ルヘシ（明治三十五年十一月大藏省令第二十三號ヲ以テ本條改正）（明治三十五年十一月大藏省令第二十八號ヲ以テ本條中改正）

第五條　印紙類元賣捌人及ヒ賣捌人ハ各免許賣捌所ノ標札ヲ調製シ戶外ニ掲出スヘシ（明治二十四年三月大藏省令第三號ヲ以テ本條改正）

第六條　規則第九條ノ場合ニ於テハ總テ廢業ノ取扱ニ依ルヘシ

第七條　印紙類元賣捌人及ヒ賣捌人ハ印紙類受拂帳簿ヲ調製シ印紙受拂ノ都度其種類員數及ヒ年月日ヲ記載スヘシ但賣捌人ニ於テ烟草印紙賣藥印紙ヲ賣捌キタルトキハ買受人ノ住所氏名ヲモ記載シ置クヘシ

附　則

第八條　印紙類賣下賣捌規則施行ノ前日ニ現在スル印紙類賣捌人ハ更ニ願出ツルヲ要セス將來該規則ニ從ヒ繼續賣捌ヲ爲スコトヲ得

印紙類の賣捌に就ては上述の如く、印紙類賣下賣捌規則に依り政府の許可を得たる賣捌人をして之を行はしむるに止まりしが、此等の賣捌人の外郵便切手類の賣下を爲す機關をして印紙の賣捌を爲さしむるも何等の弊害なく、寧ろ官民の利便とする所なるを以て、明治三十二年三月勅令第五十號

を公布し『郵便切手ノ賣下ヲ爲ス郵便及電信局竝郵便切手賣下所ニ於テ收入印紙ノ賣下ヲ爲スコトヲ得其ノ賣下ニ關スル規程ハ遞信大臣之ヲ定ム』と規定せり。而して右規定に基き同年三月遞信省令第十一號を以て郵便切手及收入印紙賣下規則を制定せしが、翌三十三年九月に至り右規則中に於ける收入印紙の賣下に關する規程を分離して、新に郵便局所收入印紙賣下規則を制定し、遞信省令第七十二號を以て之を公布したり。右規則は爾後明治三十四年及三十八年の一部改正を經て明治四十二年其の廢止の時に及べるものにして、今此等の改正を經たる規定の全文を掲ぐれば左の如し。

郵便局所收入印紙賣捌規則（明治三十三年九月二十九日遞信省令第七十二號）

第一條　明治三十二年三月勅令第五十號ニ依リ賣捌クヘキ收入印紙ハ郵便電信局、郵便局及收入印紙賣捌ノ許可ヲ得タル郵便切手賣捌所ニ於テ之ヲ賣捌ク（明治三十八年三月遞信省令第二十六號ヲ以テ本條中改正）

第二條　三等郵便電信局郵便局及郵便切手賣捌所ニ於テ買受クヘキ收入印紙ハ其ノ買受主ニ對シ左ノ割合ヲ以テ賣渡スヘシ（同上）

一　郵便集配事務ヲ取扱フ三等郵便電信局郵便局ニ對シテハ收入印紙買受高ノ百分ノ六

二　郵便集配事務ヲ取扱ハサル三等郵便局及郵便切手賣捌所ニ對シテハ收入印紙買受高ノ百分ノ四

第三條　三等郵便電信局郵便局及郵便切手賣捌所ニ於テ買受ケタル收入印紙ノ汚涎毀損シタルモノ及不用ニ歸シタルモノハ百分ノ九ノ割合ヲ以テ交換又ハ買戻ヲ爲スヘシ（同上）

第四條　郵便切手賣捌人其ノ郵便切手賣捌所ニ於テ收入印紙ノ賣捌ヲ爲サムトスルトキハ收入印紙賣捌免許證ヲ申請書（第一號樣式）ヲ作リ所轄一二等郵便電信局郵便局ニ差出シ許可ヲ受クヘシ郵便切手賣捌免許ヲ申請スル者ヨリ同時ニ收入印紙ノ賣捌免許ヲ申請スルトキ亦同シ（同上）

第五條　一二等郵便電信局郵便局ニ於テ前條ノ申請ヲ受ケ之ヲ許可スルトキハ郵便切手收入印紙賣捌免許證ヲ交付シ其ノ郵便切手賣捌人ノ申請ニ對シ收入印紙ノ賣捌ヲ許可スルトキハ郵便切手賣捌免許證ト引替ニ之ヲ交付スヘシ（同上）

第六條　收入印紙賣捌ノ許可ヲ得タル郵便切手賣捌人ハ自費ヲ以テ郵便切手收入印紙賣捌所標札（第二號樣式）ヲ調製シ公衆ノ看易キ場所ニ掲出スヘシ

第七條　此ノ規則中郵便集配事務ヲ取扱ハサル三等郵便局及郵便切手賣捌所ニ關スル規定ハ總テ在外郵便受取所及郵便切手賣捌所ニ準用ス（明治三十四年三月遞信省令第十號ヲ以テ本條改正）（明治三十八年三月遞信省令第二十六號ヲ以テ本條中改正）

此ノ規則ニ規定シタルモノノ外郵便切手類賣捌規則第三條乃至第八條第十條乃至第十二條第十六條乃至第三十二條第三十五條第三十九條及第四十條第二項ハ收入印紙ヲ賣捌クヘキ郵便局所及其ノ賣捌ノ許可ヲ得タル郵便切手賣捌所ニ準用ス

第八條　收入印紙賣捌ノ許可ヲ得タル郵便切手賣捌人此ノ規則ニ違背シタルトキハ其ノ賣捌免許ヲ取消スコトアルヘシ（明治三十八年三月遞信省令第二十六號ヲ以テ本條中改正）

附　則

第九條　此ノ規則ハ明治三十三年十月一日ヨリ施行ス

此ノ規則ニ牴觸スル規定ハ之ヲ廢止ス

第十條　此ノ規則施行以前郵便切手收入印紙賣捌ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ效力ヲ繼續ス

（樣式省略）

以上述ベたる所の如くにして收入印紙の賣捌に關しては、明治二十三年勅令第二百七十一號印紙類賣下賣捌規則に依り政府の許可を得たる印紙賣捌人をして賣捌かしむるものの外、前揭明治三十二年勅令第五十號制定の結果右勅令に依り、新に郵便及電信局竝郵便切手賣捌所等の郵便局所をして之が賣捌を爲さしむることとなりしが、此等兩種の賣捌機關の中前者に就ては、賣捌の許可は稅務管理局（明治二十九年十一月以前は府縣廳、三十五年十一月以後は稅務監督局）に於て之を大藏省より配布を受けて之を行ひ、又印紙の賣下は稅務署（明治二十九年十一月以前は府縣廳）に於て之を行ひ、印紙の賣下は一二等郵便電信局に於て大藏省に請求の上之を行ふものとせられたり。然るに明治四十二年に至り、收入印紙の賣捌は同年四月一日以後總て一二等郵便局に於て之を許可し、印紙の賣渡も所轄郵便局に於て之を行ふことに統一することと爲し、同年三月勅令第四十一號を以て左の如く公布し、之と同時に前揭諸勅令を廢止したり。

勅令第四十一號（明治四十二年三月二十七日）

收入印紙ハ郵便局所、郵便切手賣捌所及收入印紙賣捌所ニ於テ之ヲ賣捌ク其ノ賣捌ニ關スル規程ハ遞信大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

印紙類賣下賣捌規則、清國及朝鮮國在留日本帝國臣民印紙賣捌規程及明治三十二年勅令第五十號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前許可ヲ得タル賣捌人ニシテ印紙類賣下賣捌規則第三條第一號及第二號ニ依ル者ハ引續キ其ノ他ハ許可期間滿了ニ至ル迄本令ニ依リ收入印紙ノ賣捌ヲ爲スコトヲ得

本令施行前元賣捌人タリシ者ハ本令施行後一年間ヲ限リ前項ノ賣捌人ニ對シ其ノ所持スル收入印紙ヲ賣渡スコトヲ得

右勅令の制定に伴ひ同年三月遞信省令第十一號を以て左の如く收入印紙賣捌規則其の他の諸規定を廢止したり。

收入印紙賣捌規則（明治四十二年三月二十九日遞信省令第十一號）

第一條　收入印紙ノ賣捌ニ關シテハ本規則ノ定ムル所ニ依ル

第二條　收入印紙ハ郵便局、郵便切手賣捌所及收入印紙賣捌所ノ外ニ於テ賣捌クコトヲ得ス

第三條　三等郵便局、郵便切手賣捌所及收入印紙賣捌所ニ賣渡ス收入印紙ハ定價ニ對シ左ノ割引ヲ爲スヘシ

一　郵便集配事務ヲ取扱フ三等郵便局ニ對シテハ百分ノ四

二　郵便集配事務ヲ取扱ハサル三等郵便局、郵便切手賣捌所及收入印紙賣捌所ニ對シテハ百分ノ三

第四條　收入印紙賣捌人ハ左記ニ該當シタル者ニ限リ之ヲ許可ス

一　陸海軍人其ノ他公務ノ爲ニ受ケタル傷痍又ハ疾病ヲ以テ法律ニ依リ恩給ヲ受クル者

二　法律ニ依リ扶助料ヲ受クル者

第五條　前條ニ依リ收入印紙ノ賣捌ヲ爲サムトスル者ハ一定ノ賣捌所ヲ定メ收入印紙賣捌申請書（第一號樣式）ヲ所轄一、二等郵便局ニ差出シ許可ヲ受クヘシ

前項ノ申請書ニハ第四條ニ定メタル資格ノ證明書ヲ添付スヘシ

第六條　一、二等郵便局ニ於テ前條ノ申請書ヲ受ケ之ヲ許可スルトキハ收入印紙賣捌許可證ヲ交付スヘシ

第七條　收入印紙賣捌人ハ自費ヲ以テ收入印紙賣捌所標札（第二號樣式）ヲ調製シ公衆ノ看易キ場所ニ揭出スヘシ

第八條　收入印紙ノ賣捌ニ關シテハ本規則ニ定ムルモノノ外明治三十三年九月遞信省令第七十五號郵便切手類賣捌規則第三條乃至第八條第十條乃至第十二條第十六條乃至第三十二條第三十五條及第三十七條乃至第四十條ノ規定ヲ準用ス

附　則

第九條　本規則ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年九月遞信省令第七十二號郵便局所收入印紙賣捌規則竝本規則ニ牴觸スル規定ハ之ヲ廢止ス

第十條　郵便切手賣捌人ニシテ本規則施行以前收入印紙賣捌ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ效力ヲ繼續ス

郵便切手類ニ限リ賣捌ノ許可ヲ受ケタル者ハ申請ノ手續ヲ爲サスシテ收入印紙ノ賣捌ヲ爲スヘシ

（樣式省略）

〔參照〕郵便切手類賣捌規則（明治三十三年遞信省令第七十五號達標）（抄錄）

第三條　郵便切手類ハ前條ニ定メタル場所ノ外ニ於テ賣下クヘシ

第四條　郵便切手類ハ定價ヲ以テ賣下クヘシ

第五條　郵便切手類ノ汚斑毀損シタルモノ又ハ效用ヲ闕クヘキ虞アルモノハ賣下クルコトヲ得ス

第六條　郵便切手類ノ賣下時限ハ郵便及電信局所ニ於テハ郵便切手類ノ賣下ヲ謝絕スルコトヲ得ス

所ノ電話通信時間ニ依ル

郵便受取所及郵便切手賣下所ニ於テハ左ノ時限中ハ郵便切手類ノ賣下ヲ謝絕スルコトヲ得ス

自三月一日至十月三十一日　午前六時ヨリ午後十時マテ

自十一月一日至二月末日　午前七時ヨリ午後十時マテ

第七條　郵便電信及電話局所竝郵便切手賣下所ニ於テハ賣下クヘキ郵便切手類ハ豫メ日々ノ賣下高ヲ見積リ常ニ相當ノ種類及員數ヲ備ヘ置クヘシ

第八條　三等郵便及電信局ニ於テ賣下クヘキ郵便切手類ハ所轄一二等郵便電信局郵便局ヨリ買受クヘシ

郵便受取所及郵便切手賣下所ニ於テ賣下クヘキ郵便切手類ハ所轄郵便電信局郵便局ヨリ買受クヘシ但シ所轄郵便電信局郵便局ニ於テ差支アルトキハ其ノ承認ヲ受ケ他ノ郵便電信局郵便局ヨリ買受ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ買受ノ都度其ノ承認書ヲ呈示スヘシ

船舶内ノ郵便切手賣下所ニ於テ寄港地所在ノ郵便電信局郵便局ヨリ隨時郵便切手類ノ買受ヲナサムトスルトキハ豫メ所轄郵便電信局郵便局ノ承認ヲ受ケ前項但書ノ例ニ依リ其ノ買受ヲ爲スコトヲ得

第十條　郵便切手類ハ破產若ハ家資分產ノ宣告ヲ受ケ又ハ國稅滯納處分法ニ依リ財產ヲ公賣ニ附スルトキ及監獄則第二十四條ニ依リ監獄慈惠ノ用ニ充ツルトキニ限リ百分ノ十ノ割引ヲ以テ一等郵便電信局ニ於テ之ヲ買戻スコトアルヘシ但シ汚斑毀損シタルモノ又ハ效用ヲ闕クヘキ虞アルモノハ此ノ限ニアラス

第十一條　三等郵便及電信局郵便受取所及郵便切手賣下所カ買受タル郵便切手類ノ汚斑毀損シタルモノ又ハ效用ヲ闕クヘキ虞アルモノアルトキハ所轄一二等郵便電信局郵便局ニ其ノ交換ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ外三等郵便及電信局郵便受取所及郵便切手賣下所ノ廢止又ハ三等郵便及電信局長竝郵便受取所取扱人

ノ退職若ハ死亡ノ場合ニ於テ殘存セル郵便切手類ハ所轄一等郵便電信局ニ其ノ買戻ヲ請求スルコトヲ得

第十二條　前條第一項ノ郵便切手類ハ定價ニ對シ百分ノ十ノ割引ヲ以テ交換ヲ爲スヘシ但シ天災事變其ノ他避クヘカラサル事故ニ起因スルモノハ額面ヲ以テ交換ヲ爲スコトアルヘシ

前條第二項ノ郵便切手類ハ第九條ノ割引額ニ相當スル金額ヲ控除シ之ヲ買戻スコトアルヘシ

第一項ノ場合ニ於テ割引計算上交換價格ニ一錢未滿ノ端數ヲ生スルトキハ五厘以上ハ五厘ヲ以テ計算シ五厘未滿ハ切捨トス

第十六條　一二等郵便電信局郵便局郵便區內ノ郵便受取所及郵便切手賣下所ハ郵便切手類ノ買受組合ヲ設ケ總代人ヲ置キ其ノ買受ヲ爲スヘシ

前項郵便切手類買受組合ハ郵便受取所及郵便切手賣下所數ノ多寡ニ應シ一組合又ハ數組合ニ分チ所轄一二等郵便電信局長郵便局長之ヲ定ム

郵便區市內ノ郵便受取所及郵便切手賣下所十五箇所ニ滿タサルモノ竝郵便區市外ノ郵便受取所及郵便切手賣下所ハ郵便切手類買受組合ヲ設ケサルモ妨ナシ

第十七條　郵便切手類買受組合總代人ハ郵便受取所取扱人及郵便切手賣下人中ヨリ互選シ每組合ニ一人ヲ置クヘシ但シ東京郵便電信局郵便區內ノ郵便切手類買受組合總代人ハ郵便受取所取扱人中ヨリ選擧スヘシ

總代人ヲ選擧シタルトキハ連署ヲ以テ所轄一二等郵便電信局長郵便局長ニ屆出認可ヲ受クヘシ

第十八條　郵便切手類買受組合總代人ノ選擧手續選擧期日及其ノ任期等ハ所轄一等郵便電信局長之ヲ定ム但シ總代人ノ任期ハ滿一箇年以上三箇年以內ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十九條　一二等郵便電信局長郵便局長ニ於テ郵便切手類買受組合總代人ヲ不適當ト認メタルトキハ更ニ改選ヲ命スルコトアルヘシ第十七條第二項ニ依リ總代人ヲ屆出タル場合ニ於テ之ヲ不適當ト認メタルトキ亦同シ

第二十條　郵便受取所取扱人及郵便切手賣下人ト其ノ郵便切手類買受組合總代人トノ間ニ於ケル郵便切手類及其ノ代金ノ受授竝組合ノ費用ニ關スル條件等ハ各其ノ組合ノ協議ヲ以テ之ヲ定メ所轄一二等郵便電信局長郵便局長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條　三等郵便及電信局ノ郵便切手類買受回數ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一　一箇月賣下高百圓未滿　一箇月二回

二　一箇月賣下高百圓以上二百圓未滿　一箇月三回

三　一箇月賣下高二百圓以上　一箇月四回

郵便受取所及郵便切手賣下所ノ郵便切手類買受回數ハ其ノ郵便切手類買受組合總代人ヨリ請求スルモノハ每日一回其ノ他ハ一箇月二回ヲ超ユルコトヲ得ス

前各項ノ制限ニ依リ難キ事情アルモノハ當該局所ノ申請ニ依リ所轄郵便電信局長郵便局長ニ於テ特ニ其ノ買受回數ヲ增加スルコトヲ得臨時多數ノ賣下等アリタルトキ亦同シ

第二十二條　三等郵便及電信局ニ於テ郵便切手類ノ買受ヲ爲サムトスルトキハ郵便切手類買受請求書（第三號標式）ヲ作リ代金ト共ニ所轄一二等郵便電信局郵便局ニ差出シ其ノ賣下ヲ求ムヘシ

郵便切手類買受組合總代人郵便切手類買受組合ヲ設ケサル郵便受取所取扱人及郵便切手賣下人ニ於テ郵便切手類ノ買受ヲ爲サムトスルトキハ前項ト同一ノ手續ニ依リ所轄郵便電信局郵便局ニ其ノ賣下ヲ求ムヘシ

郵便切手類買受組合區域內ノ郵便受取所取扱人及郵便切手賣下人ニ於テ郵便切手類ノ買受ヲ爲サムトスルトキハ第一項ノ手續ニ準シ郵便切手類買受組合總代人ニ其ノ買受ヲ申込ムヘシ

第二十三條　三等郵便電信局郵便局郵便區市外ノ郵便受取所取扱人又ハ郵便切手賣下人ニ於テ豫メ所轄局ノ承認ヲ得タルトキハ其ノ所轄局集配人ニ郵便切手類ノ買受ヲ依託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ郵便受取所取扱人又ハ郵便切手賣下人ハ當該局長ト協議シ郵便切手類買受依託ノ條件竝其ノ責任ニ關スル事項ヲ定メ所轄一等郵便電信局長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條　郵便受取所取扱人及郵便切手賣下人ハ其ノ印鑑ヲ所轄郵便電信局郵便局ニ屆出ヘシ改印又ハ紛失ノトキ亦同シ但シ郵便切手類買受組合ヲ設ケタルモノハ其ノ組合總代人ノ外本條ノ屆出ヲ要セス

第二十五條　郵便切手賣下人改姓名ヲ爲シタルトキ又ハ郵便切手賣下免許證ヲ毀損若ハ亡失シタルトキハ所轄一二等郵便電信局郵便局ニ其ノ郵便切手賣下免許證ノ書替又ハ再渡ヲ申請スヘシ

第二十六條　一二等郵便電信局郵便局ニ於テ前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ郵便切手賣下免許證ヲ書替交付シ又ハ其ノ再渡ヲ爲スヘシ

第二十七條　郵便切手賣下人其ノ住所ヲ移轉シタルトキハ速ニ所轄一二等郵便電信局郵便局ニ屆出ヘシ

郵便切手賣下人其ノ郵便切手賣下所ヲ移轉セムトスルトキハ三十日以前ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ他ノ郵便電信局郵便局區內ニ移轉セムトスルトキハ三十日以前ニ廢業ノ届出ヲ爲スヘシ

第二十八條　郵便切手賣下人廢業セムトスルトキハ三十日以前ニ所轄一、二等郵便電信局郵便局ニ届出ヘシ

第二十九條　郵便切手賣下人自ラ廢業ノ届出ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ逃亡失踪若ハ死亡シタルトキハ其ノ家族又ハ親族ニ於テ遅ニ廢業ノ届出ヲ爲スヘシ

第三十條　郵便集配區劃ノ變更郵便函場ノ廢置郵便切手賣下所ノ位置ノ關係其ノ他郵便切手賣下人ヲ不適當ト認ムル場合ニ於テハ所轄一、二等郵便電信局郵便局ニ於テ郵便切手賣下人ニ廢業ヲ命スルコトアルヘシ

第三十一條　一、二等郵便電信局郵便局ニ於テ第二十七條第二項ノ届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ其ノ移轉地ヲ郵便切手賣下所ノ位置ニ適當ト認ムルモノハ郵便切手賣下免許證ヲ書替交付シ其ノ不適當ト認ムルモノハ廢業ヲ命スヘシ

第三十二條　郵便切手賣下人自ラ廢業スルトキ又ハ廢業ヲ命セラレタルトキハ郵便切手賣下免許證ヲ所轄一、二等郵便電信局郵便局ニ返納スヘシ

第三十五條　此ノ規則ニ依リ三等郵便電信局郵便局區內ノ郵便受取所及郵便切手賣下所ヨリ一等郵便電信局ニ差出スヘキ文書又ハ返納スヘキ郵便切手賣下免許證ハ其ノ所轄三等郵便電信局郵便局ヲ經由スヘシ

一等郵便電信局ヨリ交付スヘキ文書又ハ郵便切手賣下免許證ハ所轄三等郵便電信局郵便局ヲ經テ之ヲ交付スヘシ

第三十七條　第三條乃至第五條ニ違反シタルモノハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條　郵便切手賣下人此ノ規則ニ違背シタルトキハ郵便切手賣下免許ヲ取消スコトアルヘシ

第三十九條　郵便受取所及郵便切手賣下所ニ對シ一、二等郵便電信局郵便局ノ有スル職務權限ハ在外郵便受取所及郵便切手賣下所ヲ所轄スル在外郵便電信局郵便局ニ準用ス

第四十條　郵便及電信局所內又ハ電話交換局內ニ設置ノ電話所ヲ除クノ外電話所ニ於ケル郵便切手類ノ賣下ニ關シテハ總テ郵便受取所ニ於ケル郵便切手類ノ賣下ニ關スル規定ヲ準用ス

右收入印紙賣捌規則ハ爾後左記兩次の部分的改正を經て大正十二年其の廢止の時に至れり。

（一）遞信省令第二十三號（明治四十三年三月二十九日）

收入印紙賣捌規則中「一、二等郵便局」ヲ「遞信管理局又ハ一、二等郵便局」ニ改ム

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二）遞信省令第十二號（大正元年十月十一日）

收入印紙賣捌規則中左ノ通改正ス

本令ハ大正元年十月十六日ヨリ之ヲ施行ス

第七條　削除

第八條中「第十六條」ヲ「第十五條」ニ改ム

大正十二年三月に至り遞信省令第四十一號を以て新に郵便切手類及收入印紙賣捌規則を制定し從來別個に規定せられし郵便切手類及收入印紙の賣捌に關する規定を統一したり。今其の中收入印紙の賣捌に關する規定を抄錄すれば左の如し。

郵便切手類及收入印紙賣捌規則（大正十二年三月十五日遞信省令第四十一號）（抄錄）

第一條　郵便切手類及收入印紙ノ賣捌ニ關シテハ別ニ規定アルモノノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第五條　收入印紙ハ郵便官署、郵便切手賣捌所及收入印紙賣捌所（以下上記二者ヲ賣捌所ト稱ス）以外ノ場所ニ於テ賣捌クコトヲ得ス

第六條　賣捌所ニ於テハ第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者（以下賣捌人ト稱ス）ヲシテ賣捌ヲ爲サシムヘシ

第七條　郵便切手類及收入印紙ハ第十二條ニ定ムル場合ヲ除クノ外定價ヲ以テ賣捌クヘシ

第八條　郵便切手類及收入印紙ノ汚斑毀損シタルモノ又ハ效用ヲ闕クヘキ虞アルモノハ賣捌クコトヲ得ス

第九條　郵便切手類及收入印紙ハ郵便、電信、電話官署ニ於テハ郵便、電報又ハ電話加入事務若ハ電話ニ要スル郵便切手類ハ此ノ限ニ在ラス但シ時間ニ拘ラス取扱ヲ爲スヘキ郵便物、電報又ハ賣捌所ニ於テハ左記時間中之カ賣捌ヲ爲スヘシ

自三月一日至十月三十一日

午前七時ヨリ午後十時迄

自十一月一日至二月末日

午前八時ヨリ午後十時迄

土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ前項ノ賣捌時間ヲ變更スル必要アルトキハ所轄遞信局長又ハ一、二等郵便局長ノ承認ヲ受クヘシ

第十條　郵便、電信、電話官署及賣捌所ニ於テハ常ニ其ノ賣捌クヘキ郵便切手類及收入印紙ノ相當種類及員數ヲ備ヘ置クヘシ

第十一條　集配三等郵便局ハ其ノ賣捌クヘキ郵便切手類及收入印紙ヲ所轄遞信局又ハ其ノ指定スル郵便局ヨリ賣受クヘシ

無集配三等郵便局及三等電信局ハ其ノ賣捌クヘキ郵便切手類及收入印紙ヲ其ノ地ノ集配受持郵便局ヨリ買受クヘシ但シ船舶內ノ三等郵便局及三等電信局ハ其ノ船舶入港地ノ集配受持郵便局ヨリ買受クヘシ

賣捌人ハ其ノ賣捌クヘキ郵便切手類及收入印紙ヲ其ノ地ノ集配受持郵便局ヨリ買受クヘシ

但シ一、二等郵便局區內ノ賣捌所ニ於テハ當該郵便局長ノ指定スル無集配三等郵便局ヨリ船舶內ノ郵便切手賣捌所ニ於テハ其ノ船舶入港地ノ集配受持郵便局ヨリ買受クヘシ

所轄遞信局長ハ土地ノ狀況其ノ他特殊ノ事由ニ因リ前二項ノ規定ニ拘ラス買受郵便局ノ指定ヲ爲スコトヲ得

天災事變其ノ他非常急遽ノ場合ニ於テハ前各項ノ規定ニ拘ラス臨時他ノ郵便局ヨリ買受ヲ爲スコトヲ得

第十二條　三等郵便局、三等電信局又ハ賣捌人ニ賣渡ス郵便切手類及收入印紙ハ定價ニ對シ左ノ割引ヲ爲スヘシ

一　集配三等郵便局ニ對シテハ郵便切手類ハ千分ノ五十、收入印紙ハ千分ノ四十

二　無集配三等郵便局、三等電信局及賣捌人ニ對シテハ郵便切手類ハ千分ノ三十五、收入印紙ハ千分ノ三十但シ無集配三等郵便局ヨリ買受ヲ爲ス賣捌人ニ對シテハ郵便切手類ハ千分ノ三十、收入印紙ハ千分ノ二十五トス

第十三條　郵便切手類及收入印紙ハ破產若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ又ハ國稅徵收法ニ依リ財產ヲ公賣ニ付スルトキ及監獄法ニ依リ監獄慈惠ノ用ニ充ツルトキニ限リ定價ニ對シ百分ノ十ノ割引ヲ以テ遞信局又ハ一、二等郵便局ニ於テ之ヲ買戻スコトアルヘシ但シ汚斑毀損シタルモノ又ハ效用ヲ闕クヘキ虞アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　三等郵便局、三等電信局又ハ賣捌人カ買受ケタル郵便切手類又ハ收入印紙ニシテ賣捌ヲ廢止シタルモノ、效用ヲ闕クヘキ虞アルモノ、賣捌不向ノモノ又ハ故意若ハ重大ナル過失

ニ因ラスシテ汚斑毀損シタルモノハ所轄遞信局又ハ一、二等郵便局ニ之カ交換ヲ請求スルコトヲ得但シ郵便切手類ト收入印紙トハ相互ニ交換ヲ請求スルコトヲ得ス

三等郵便局、三等電信局又ハ賣捌所ノ廢止ノ場合及三等郵便局長又ハ三等電信局長ノ退職若ハ死亡ノ場合ニ於テ殘存セル郵便切手類又ハ收入印紙ハ定價ヨリ第十二條ノ規定ニ依ル割引額ニ相當スル金額ヲ控除シタル價格ニ依リ所轄遞信局又ハ一、二等郵便局ニ之カ買戻ヲ請求スルコトヲ得

第十五條　郵便切手類又ハ收入印紙ノ賣捌ヲ爲サムトスル者ハ附錄第一號樣式ノ申請書ヲ差出シ所轄遞信局長又ハ一、二等郵便局長（船舶內ニ於テ其ノ賣捌ヲ爲サムトスル者ハ其ノ船籍アル地ノ郵便事務ヲ管轄スル遞信局長又ハ一、二等郵便局長）ノ許可ヲ受クヘシ

收入印紙ノミノ賣捌ヲ爲サムトスル者ハ前項ノ申請書ニ第十六條ニ定メタル資格證明書ヲ添付スヘシ

第十六條　收入印紙ノミノ賣捌ハ左記各號ノ一ニ該當スル者ニ限リ之ヲ許可ス

一　法律ニ依リ增加恩給又ハ增加退隱料ヲ受クル者

二　法律ニ依リ扶助料ヲ受クル者

第十七條　賣捌人ハ其ノ賣捌所ニ附錄第二號雛形ノ標札又ハ目標ヲ揭出スヘシ但シ船舶內ノ賣捌所ニハ其ノ賣捌ヲ表示スヘキ適宜ノ標札ヲ揭出スルコトヲ得

第十八條　三等郵便局、三等電信局又ハ賣捌人ノ郵便切手類及收入印紙ノ買受回數及金額ハ所轄遞信局長之ヲ制限スルコトアルヘシ

第十九條　三等郵便局、三等電信局又ハ賣捌人郵便切手類又ハ收入印紙ノ買受ヲ爲サムトスルトキハ附錄第三號樣式ノ買受請求書ヲ作リ代金ト共ニ其ノ買受ヲ爲ス遞信局又ハ郵便局ニ差出スヘシ但シ三等郵便局ヨリ買受ヲ爲サムトスルトキハ其ノ買受請求書ハ所定ノ樣式ニ據ラサルコトヲ得

第二十條　郵便區市外ニ在リ集配受持郵便局ヨリ直接買受ヲ爲スヘキ賣捌人ハ豫メ當該郵便局長ノ承認ヲ受ケ郵便集配人ニ郵便切手類又ハ收入印紙ノ買受ヲ依託スルコトヲ得

第二十一條　賣捌人（船舶內ノ賣捌人ヲ除ク）ハ買受ニ使用スル印鑑ヲ買受ヲ爲ス郵便局ニ屆出ツヘシ其ノ印章ヲ改メ若ハ紛失シタルトキ亦同シ

第二十二條　賣捌人住所ヲ移轉シ又ハ氏名ヲ改メタルトキハ直ニ所轄遞信局又ハ一、二等郵便局ニ其ノ旨屆出ツヘシ

第二十三條　賣捌人賣捌所ヲ移轉セムトスルトキハ三十日前ニ所轄遞信局長又ハ一、二等郵便局長ニ申請シ許可ヲ受クヘシ但シ他ノ郵便局區內ニ移轉スルコトヲ得ス

第二十四條　賣捌人郵便切手類又ハ收入印紙ノ賣捌ヲ廢罷セムトスルトキハ三十日前ニ所轄遞信局又ハ一、二等郵便局ニ其ノ旨屆出ツヘシ

賣捌人自ラ前項ノ屆出ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ逃亡、失踪若ハ死亡シタルトキハ其ノ家族又ハ親族ニ於テ速ニ其ノ旨屆出ツヘシ

第二十七條　本令ニ依リ賣捌申請人又ハ賣捌人ヨリ所轄遞信局ニ差出ス文書ハ當該集配三等郵便局ヲ經由スヘシ

第二十八條　賣捌人本令ニ違反シタルトキ又ハ賣捌所ノ位置若ハ賣捌人ヲ不適當ト認ムルトキハ所轄遞信局長又ハ一、二等郵便局長ニ於テ其ノ賣捌ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十九條　第四條、第五條、第七條及第八條ニ違反シ又ハ第十五條ノ許可ヲ受ケスシテ賣捌ヲ爲シタルモノハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條　本令ニ違反シ郵便切手類又ハ收入印紙賣捌ニ從事スル者ヨリ定價ニ滿タサル價格ヲ以テ郵便切手類又ハ收入印紙ヲ買受ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條　本令中一、二等郵便局ニ關スル規定ハ第十三條及第十四條第二項ノ規定ヲ除クノ外之ヲ特定三等郵便局ニ、無集配三等郵便局ニ關スル規定ハ之ヲ電話所ニ準用ス

附　則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年九月遞信省令第七十五號郵便切手類賣捌規則、明治四十二年三月遞信省令第十一號收入印紙賣捌規則ハ之ヲ廢止ス

從前ノ規定ニ依リ郵便切手類又ハ收入印紙賣捌ノ許可ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

從前ノ規定ニ依リ設ケタル郵便切手類及收入印紙買受組合及其ノ總代人ノ任期ハ所轄遞信局長必要ト認ムルトキハ本令施行ノ日ヨリ六月內ニ限リ從前ノ儘之ヲ繼續セシムルコトヲ得

（附錄樣式及雛形省略）

右規則は大正十五年九月に至り遞信省令第四十二號を以て左の如く改正を加へられ、以て同年末に及べるものとす。

遞信省令第四十二號（大正十五年九月二十八日）

第十一條第二項中「無集配三等郵便局及三等電信局ハ」ヲ「無集配三等郵便局、三等電信局及郵便取扱所ハ」ニ改ム

第十二條、第十四條、第十八條及第十九條中「三等電信局」ノ下ニ「郵便取扱所」ヲ加フ

第十四條第二項中「三等郵便局長又ハ三等電信局長ノ」ヲ「三等郵便局長、三等電信局長又ハ郵便取扱所長ノ」ニ改ム

第二十條中「直接買受ヲ爲スヘキ賣捌人」ヲ「買受ヲ爲スヘキ郵便取扱所又ハ賣捌人」ニ改ム

以上述べたる所は收入印紙の賣捌に關する規定なるが、明治三十五年五月勅令第百五十五號を以て、骨牌稅の納付の爲め收入印紙の外に骨牌印紙制定せられ、而して之が賣下に關する規定は大藏大臣之を定むる旨規定せられしを以て、之に基き同年六月大藏省令第十一號を以て骨牌印紙賣下賣捌規則を公布せしが、右規則は同年八月大藏省令第二十一號及同年十一月同第二十八號を以て、其の一部に改正を加へられし外は、何等の變更なくして大正八年に至る迄引續き實施せられたり。今右改正を經たる同規則の全文を揭ぐれば左の如し。

骨牌印紙賣下賣捌規則（明治三十五年六月四日大藏省令第十一號）

第一條　骨牌印紙ハ大藏大臣ノ許可シタル者ニ限リ之ヲ賣捌クコトヲ得。

第二條　前條ニ依リ骨牌印紙ノ賣捌ヲ許可シタルトキハ大藏大臣ハ賣捌人ノ住所氏名又ハ名稱及賣捌ノ場所ヲ告示スヘシ

第三條　骨牌印紙賣捌人ハ骨牌印紙賣捌ノ場所タルコトヲ表示スル標札ヲ調製シ公衆ノ認メ易キ場所ニ掲出スヘシ

第四條　骨牌印紙ハ額面ニ對シ百分ノ四ノ割引ヲ以テ賣下クヘシ

第五條ノ一　骨牌印紙ノ賣下ヲ請求セムトスルトキハ賣捌人ハ代金ヲ前納シ賣下請求書ニ代金ノ納付ヲ證スル書類ヲ添附シ稅務署ニ提出スヘシ（明治三十五年八月大藏省令第二十一號ヲ以テ第五條ヲ第五條ノ一トス）（明治三十五年十一月大藏省令第二十八號ヲ以テ本條中「稅務管理局」ヲ「稅務署」ニ「稅務管理局長」ヲ「稅務署長」ニ改ム）

賣下代金一回五百圓以上ナルトキハ稅務署長ハ利付國債證券ヲ擔保トシ六箇月以内代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

前項國債證券ノ擔保價格ハ市場ニ於ケル前月ノ平均價格ニ依ル

第五條ノ二　骨牌印紙賣捌人ハ所屬稅務監督局管内ノ骨牌製造人及其管内ニ於テ骨牌印紙ノ貼用ヲ爲スヘキコトヲ疏明シタル者ニ賣捌ノ外骨牌印紙ヲ賣捌クヲ得ス（明治三十五年八月大藏省令第二十一號ヲ以テ本條追加）（明治三十五年十一月大藏省令第二十八號ヲ以テ本條中改正）

第六條　骨牌印紙賣捌人ハ左ノ場合ニ於テ額面ニ對シ百分ノ九ノ割引ヲ以テ骨牌印紙ノ交換又ハ買戻ヲ請求スルコトヲ得

一　骨牌印紙損傷、汚染又ハ糊著シタルトキ

二　骨牌印紙不用ニ歸シタルトキ

第七條ノ一　骨牌印紙賣捌人ハ帳簿ヲ調製シ少クトモ左ノ事項ヲ記載スヘシ（明治三十五年八月大藏省令第二十一號ヲ以テ第七條ヲ第七條ノ一トス）

一　買受ケタル印紙ノ金額（額面）及月日

二　賣捌キタル印紙ノ金額月日及買受人ノ住所氏名又ハ名稱

第七條ノ二　第五條ノ二ニ違背シタル者ハ骨牌印紙賣捌ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ（明治三十五年八月大藏省令第二十一號ヲ以テ本條追加）

附　則

第八條　本令ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

然るに大正七年九月に至り勅令第三百五十九號を公布し、骨牌に貼用すべき印紙は收入印紙を用ふることと爲し、前記明治三十五年勅令第百五十五號を廢止せしを以て、之に伴ひ左の如く大藏省令第四十號を公布し、前掲骨牌印紙賣下賣捌規則も整八年九月三十日限り之を廢止することと爲したり。

大藏省令第四十號（大正七年九月二十六日）

明治三十五年大藏省令第十一號骨牌印紙賣下賣捌規則ハ大正八年九月三十日限リ之ヲ廢止ス」

本令ニ依リ不用ニ歸シタル骨牌印紙ニ付テハ骨牌印紙賣捌人ハ大正九年三月三十一日迄ノ間ニ限リ賣下價格ヲ以テ買戻ノ請求ヲ爲スコトヲ得

尙大正十二年九月一日關東地方に震火災發生するや、政府は同年十月遞信省令第七十二號を以て郵便切手類及收入印紙買受代金延納規則を公布し、震災地域内に在る三等郵便局に對し總額二千圓の範圍内に於て、郵便切手類及收入印紙の買受代金の延納を許可することと爲せしが、更に整大正十三年四月に至り遞信省令第十九號を以て郵便切手類及收入印紙賣捌規則中震災地に適用すべき特

例に關する件を公布し、三等郵便局長、郵便切手又は收入印紙賣捌人にして、前記震火災に因り其の貯藏の郵便切手類又は收入印紙を滅失したる者に對し、其の滅失に係る價格と同價格の郵便切手類又は收入印紙類を、定價の半額を以て買受を爲すことを許すこととしたり。今此等の兩省令の全文を掲ぐれば左の如し。

郵便切手類及收入印紙買受代金延納規則（遞信省令第七十二號　大正十二年十月九日）

第一條　關東地方震災地域內ニ在ル三等郵便局（普通三等郵便局ヨリ買受ヲ爲ス無集配三等郵便局ヲ除ク）ハ東京遞信局長ノ承認ヲ受ケ郵便切手類又ハ收入印紙ノ買受代金ヲ延納スルコトヲ得

前項ニ依ル延納ニ關シテハ擔保ヲ免除ス

第二條　郵便切手類又ハ收入印紙買受代金ノ延納ヲ爲シ得ヘキ金額ハ郵便切手類及收入印紙ノ代金ヲ通シテ二千圓以內トシ當該郵便局ノ狀況ニ應シ東京遞信局長之ヲ定ム

第三條　代金延納ノ取扱ヲ受ケムトスル三等郵便局ハ其ノ一回ノ買受金額、一月內買受回數及延納ヲ必要トスル事由ヲ具シ東京遞信局長ニ申請スヘシ

第四條　第一條ノ承認ヲ受ケタル三等郵便局郵便切手類又ハ收入印紙ノ買受ヲ爲サムトスルトキハ買受請求書ノ餘白ニ「代金延納」ト朱書スヘシ

第五條　代金ヲ延納スル三等郵便局ハ東京遞信局長ノ指定スル所ニ從ヒ買受ヲ爲シタル日ヨリ一月內ニ延納ニ係ル代金ヲ納付シ大正十三年三月三十一日ニ至ル期間之ヲ完納スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ大正十三年三月三十一日ニ至ル期間之ヲ施行ス

郵便切手類及收入印紙賣捌規則中震災地ニ適用スヘキ特例ニ關スル件（大正十三年四月十八日遞信省令第十九號）

第一條　三等郵便局長、郵便切手又ハ收入印紙賣捌人ニシテ大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ賣捌準備ノ爲貯藏セル郵便切手類又ハ收入印紙ヲ滅失シタルモノハ本令ノ定ムル所ニ依リ其ノ滅失シタル郵便切手類又ハ收入印紙ノ買受ヲ爲スコトヲ得

第二條　本令ニ依リ買受ヲ爲サムトスル者ハ大正十三年五月三十一日迄ニ郵便切手類又ハ收入印紙ノ滅失高ヲ東京遞信局長ニ申告シ滅失高ノ決定ヲ受ケ其ノ決定書ヲ買受請求書ニ添付スヘシ

前項ノ買受請求ニ對シ賣渡ヲ爲スヘキ郵便官署ハ東京遞信局長之ヲ指定ス

第三條　本令ニ依リ賣渡ス郵便切手類又ハ收入印紙ニ對シテハ定價ノ百分ノ五十ノ割引ヲ爲ス

第四條　第一條ニ規定スル三等郵便局長、郵便切手又ハ收入印紙賣捌人死亡シタル場合ニ於テ其ノ相續人ニシテ三等郵便局長、郵便切手又ハ收入印紙賣捌人タルモノハ本令ニ依ル買受請求ノ權利ヲ受繼クモノトス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三節　印紙犯罪の處罰

印紙に關する犯罪に就て制裁の規定を設けしは明治十三年七月改定刑法（太政官布告第三十六號）を以て始めとす。卽ち同法第二編第四章第二節中に於て、『官ヨリ發行セル各種ノ印紙界紙及ヒ郵便切手ヲ僞造變造シ又ハ其情ヲ知テ之ヲ使用シタル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス』（第百九十八條）と爲し、又『已ニ貼用シタル各種ノ印紙及ヒ郵便切手ヲ再ヒ貼用シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス』（第百九十九條）と規定せり。右刑法は明治十四年第三十六號布告を以て翌十五年一月一日より施行せられ、以て明治四十年新刑法制定の時に至れり。

明治四十年四月法律第四十五號を以て改正刑法公布せられ、翌四十一年十月一日其の實施と共に舊刑法の規定を廢止せられしが、新刑法は印紙に關する犯罪者を處罰するの規定は之を特別法に委ぬるの主義を以て制定せられし爲め、同法中之に關する規定を缺きしを以て、明治四十一年三月法律第二十九號刑法施行法は、右に關する特別法制定迄の過渡的規定として、印紙に關する犯罪に就ては當分の內舊刑法の規定を存續せしむる旨を定めたり（第二十五條及第二十六條）。然れども印紙に關する犯罪は時勢の進歩と共に各種の方法に依りて發達し、舊刑法の規定のみを以て之を律する能はざるものありしを以て、政府は右刑法施行法案と共に印紙犯罪處罰法案を第二十四回帝國議會に提出したり。本案の內容は舊刑法の規定に比して更に取締の範圍を擴張し、印紙の僞造變造及其の知情使用併に印紙の再貼用を罰するの外（一）僞造變造の印紙又は消印を除去したる印紙を使用し又は行使の目的を以て之を人に交付輸入若くは移入したる者を罰し（二）不正の印紙は之を行政處分を以て官

沒し、且（三）此等の罰則を印紙金額を表彰すべき印章又は證票に對する犯罪にも適用せんとするものにして、其の施行期日は勅令を以て之を定むるものと爲し、事實上刑法施行法の施行後一定の時日を經過したる後に於て施行することとせり。

本法案に對しては貴族院は先づ之に同意を表せしが、衆議院は本案に就き審議を遂げたる結果、本案の內容は之を是認するも、本案と同時に提出せられたる刑法施行法案に於ても印紙犯罪に關する規定を包含するに拘らず、更に本案の如き印紙犯罪に關する特別刑法案を、同一議會に於て審議するは不穩當なりと爲して之を否決したり。

是を以て政府は本案の附則『本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム』なる規定を『刑法施行法第二十五條第一項第二號及第二十六條第十一號ハ之ヲ削ル』と改めたる上、翌第二十五回帝國議會に再び本案を提出したり。蓋し刑法施行法第二十五條及第二十六條は、印紙犯罪に關する舊刑法中の規定を存續せしむる旨を規定したる條項なるが故に、之を削除することに依り本法案施行と同時に舊刑法の效力を消滅せしめんとするに在りしものなり。本案に對しては貴衆兩院共可決せしを以て、本法は明治四十二年四月法律第三十九號を以て左の如く公布せられたり。

印紙犯罪處罰法（明治四十二年四月二十八日法律第三十九號）

第一條　行使ノ目的ヲ以テ帝國政府ノ發行スル印紙又ハ印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ヲ僞造又ハ變造シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス行使ノ目的ヲ以テ印紙ノ消印ヲ除去シタル者亦同シ

第二條　僞造變造ノ印紙、印紙金額ヲ表彰スヘキ印章若ハ消印ヲ除去シタル印紙ヲ使用シ又ハ

行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ、輸入シ若ハ移入シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ヲ不正ニ使用シタル者亦同シ

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三條　帝國政府ノ發行スル印紙其ノ他印紙金額ヲ表彰スヘキ證票ヲ再ヒ使用シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四條　本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ第一條又ハ第二條ノ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第五條　僞造、變造ノ印紙、印紙金額ヲ表彰スヘキ印章又ハ消印ヲ除去シタル印紙ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ノ外何人ノ所有ヲ問ハス行政ノ處分ヲ以テ之ヲ官沒ス

官沒ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

刑法施行法第二十五條第一項第二號及第二十六條第十一號ハ之ヲ削ル

右法律第五條は、不正の印紙及印章を行政處分に依り官沒する手續は命令を以て之を定むる旨規定せしを以て、右に基き同年四月外務省令第十三號、大藏省令第二十八號、關東都督府令第八號、統監府令第十一號、明治四十四年七月閣令第十號等を以て之が規定を設けたり。右印紙犯罪處罰法及其の附屬規定は爾後何等の改正なくして大正末年に及べるものとす。

印紙又は印章の僞造、變造に對しては前揭印紙犯罪處罰法に依り之が處分を行ふものなりと雖も、其の模造に對しては別に之が取締の規定を設くるの必要を認め、大正五年七月に至り大藏省令第十八號を以て左の如く印紙模造取締規則を制定公布せしが、本規則も爾後何等の改正なくして大正末年に及べるものとす。

印紙模造取締規則（大正五年七月二十日大藏省令第十八號）

帝國政府ノ發行スル印紙又ハ印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外之ヲ製造、輸入、移入、販賣、頒布又ハ使用スルコトヲ得ス

前項ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ五圓以上ノ科料ニ處ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治大正財政史　第七卷　終

昭和十三年一月二十七日　印刷
昭和十三年一月三十一日　發行

〔明治大正財政史第七卷奧附〕
——全二十卷ノ內——

大藏省編纂

著作權所有

發行元　財政經濟學會
東京市赤坂區田町七丁目三番地
明治大正財政史部振替東京一七〇八番
電話赤坂(48)三四〇・三四一番

發行兼印刷者　草村松雄
東京市赤坂區田町七丁目三番地

印刷所　大日本印刷株式會社
榎町工場
東京市牛込區榎町七番地

I-3C-35

明治大正財政史（全二十卷）略目次

第一卷　第一編　總說
　　第二編　財政機關
第二卷（第二回配本）　第三編　會計制度
第三卷　第四編　歲計（上）
第四卷（第六回配本）　第四編　歲計（中）
第五卷（第五回配本）　第四編　歲計（下）
第六卷（第七回配本）　第五編　內國稅（上）
第七卷　第五編　內國稅（下）
第八卷　第六編　關稅
第九卷（第三回配本）　第七編　專賣（上）
第十卷（第四回配本）　第七編　專賣（下）
第十一卷（第一回配本）　第八編　國債（上）
第十二卷（第八回配本）　第八編　國債（下）
第十三卷　第八編　國庫金及資金運用
　　第十編　通貨
第十四卷（第九回配本）　第十一編　銀行（上）
第十五卷　第十一編　銀行（中）
第十六卷　第十一編　銀行（下）
第十七卷　第十二編　金融
第十八卷　第十三編　外地財政
第十九卷　第十四編　雜纂
第二十卷　總目錄・索引
　　財政經濟年表